

2024(令和6)年12月25日

伊賀市長 稲森 稔尚 様

伊賀市行政事務事業評価審査委員会
委員長 小林 慶太郎

事務事業評価結果の審査について（答申）

2024（令和6）年10月7日付伊デ第472号で諮問のありました事項について、慎重に審議を重ねてまいりました結果、別添のとおり答申します。

事務事業の評価結果の審査について
答 申 書

2024（令和6）年12月25日

伊賀市行政事務事業評価審査委員会

目 次

I．はじめに.....	1
II．審査結果について.....	2
1．対象事業一覧.....	2
2．全 体 総 括.....	3
3．個 別 内 容.....	15
【資料】.....	16
1．諮問書.....	16
2．審議経過.....	17
3．伊賀市行政事務事業評価審査委員会委員名簿.....	19
4．委員会条例.....	20

I. はじめに

この度、伊賀市行政事務事業評価審査委員会（以下「委員会」という。）では、伊賀市が実施する事務事業の評価結果を審査するため、事務事業レビューの結果として示された 25 件の事務事業について、市長からの諮問を受け、令和 6 年度事務事業レビューの結果である「令和 6 年度 事務事業の見直しに係る専門家チームヒアリング結果報告書」による専門家の意見を考慮しつつ、成果指標を中心とした事務事業評価の在り方について審査を実施しました。

本年度の事務事業レビューのテーマが「事務事業の成果指標」ということもあり、諮問いただいた事務事業レビュー結果に対する審査と、事務事業評価に関する審査内容は同様となることから、本答申では審査結果として、全庁的な対応を要する『全体総括』と、諮問対象となった各個別事業に特化した対応が必要と考えられる『個別内容』に分けて整理しています。

本委員会が新たに結成されて初年度となる審査は、10 月 7 日から 12 月 9 日までの計 7 日間にわたり行われ、この期間中、委員の皆様には熱心にご議論いただき、心から感謝申し上げます。

この答申内容が市の行財政運営において的確に反映され、事務事業の改善を通じて新たな総合計画に掲げるビジョンの実現に寄与することを強く期待しています。

令和 6 年 12 月 25 日

伊賀市行政事務事業評価審査委員会 委員長 小林 慶太郎

Ⅱ. 審査結果について

1. 対象事業一覧

番号	対象施設
①	市有財産管理経費
②	防災情報関連事業
③	街なみ環境整備事業
④	たわらや維持管理経費
⑤	公民館管理経費
⑥	消防操法大会出場経費
⑦	ごみ収集経費
⑧	ふるさと応援事業
⑨	人事管理一般経費
⑩	固定資産税賦課事務経費
⑪	女性相談事業
⑫	男女共同参画推進事業
⑬	人権啓発推進事業
⑭	交通安全対策経費
⑮	耕作放棄地再生利活用対策事業
⑯	営業本部活動事業
⑰	産業集積開発事業推進経費
⑱	先賢顕彰費
⑲	俳句啓発推進経費
⑳	芭蕉翁顕彰事業
㉑	スポーツ活動振興事業
㉒	多文化共生推進事業
㉓	趣旨普及費
㉔	合併処理浄化槽設置及び管理事業
㉕	歴史資料保存管理経費

2. 全 体 総 括

専門家チーム報告書の内容を踏まえ、委員会による審査を通じて、伊賀市全体の課題として捉えるべき内容を以下に示します。

【評価制度に係る意見】

今回の事務事業レビューテーマである「成果指標の設定」に関して、効率的・効果的な事務事業の推進に向けた改善の視点を含めて「評価制度に係る意見」として取りまとめた。

①事務事業の在り方

事務事業は、単に支出した経費を会計上の決められた分類で取りまとめるものではなく、市のビジョンを実現し、現状の課題を解決するためにあるということを原則とし実施する必要がある。施策や基本事業に関連し、その実現のため共通目的のもと実施される事業の集合体が事務事業となる。

伊賀市では事務事業の名称にも表れているが、決算時の補足資料として事務事業評価シートが作成されることで、共通目的ベースでの集合体となっていない事務事業が見受けられる。その結果、事業対象が抽象的となり、実施内容が目的と離れてしまうといった問題を生み出している。改めて、市のビジョンである施策目標の実現に向けて、どのような役割を果たすための事務事業なのかを点検したうえで、再構築いただきたい。

②目的が複数ある事務事業

伊賀市では、事務事業の目的が複数設定されているものがあり、目指すべき効果とその波及効果が整理なされていないものが見られた。目的と手段は関連しており、目的が異なれば手段も異なることから効率的な事業遂行の妨げになる可能性がある。原則、事務事業の目的は一つに絞り、主となる目的以外の効果については波及効果と捉え、事務事業の目的を改めて整理いただきたい。

③事務事業の対象

先に触れているとおり、事務事業は、施策や基本事業で掲げるビジョンの実現のために一つの目的のもとで実施されている事業の集合体である。専門家チームからの指摘にもあるが、この目的達成のための事業対象が抽象的では効果的な事業運営が困難になる。そのため、可能な限り対象を具体化して事務事業を実施する必要がある。

一方で、事務事業が抱える目的次第では、抽象的にならざるを得ないものや、複数の事業対象を設定することが望ましいケースもある。しかし、そういったケースであっても、事務事業を構成する事業ベースでは対象を絞って実施すべきであり、そのことが事務事業評価シートから読み取れ、なおかつ成果が測れることで、目的を意識した事業運営につながることから、改善いただきたい。

④成果指標の設定

専門家チームでの指摘にもあるように、事務事業の進捗管理に成果指標の設定は必要不可欠であり、全ての事務事業に成果指標が設定されるよう徹底いただきたい。成果指標は活動指標ではなく、事務事業の本来の目的を顧み、**「何のためにこの事務事業を実施しているのか」**という視点から、事務事業の効果を示すものとし、活動指標は別で管理されることが望ましい。事務事業を実施するにあたり、市民に対してその効果を定量的に示せるような運用をお願いしたい。

⑤複数成果指標の設定

④で示したとおり、事務事業が目指すべき成果に対して適切に進捗しているのかを示す成果指標は、事務事業を実施するにあたり必ず設定すべきものとする。また、事務事業の内容によっては一つの成果指標では的確な成果を測ることが困難なものや、2つ以上の成果指標によって成果を測ることにより的確に事業効果を把握できる場合があるため、必要に応じて複数の成果指標を設定できる仕組みを検討いただきたい。

⑥行政評価シートの改善等について

事務事業は、施策が掲げるビジョンに対して、明確な目的のもと、どのような対象に向けて、どのような成果を挙げるために、どのような事業を実施するのかについて明確にすることが重要である。しかし、伊賀市の事務事業評価シートではそれが表れるものとなっておらず、これは評価シートそのものにも改善の余地があることを示していると言える。例えば、現行の事務事業評価シートでは「目的」の前に「対象」の欄があるが、本来は「目的」があったうえで「対象」があるべきである。また、施策や基本事業の項目はあるが、その施策や基本事業が掲げる目的や目標が示されていないため、事務事業の内容が伴わないといった状態に陥っているものが見受けられる。

そのため、令和7年度から開始する新しい総合計画における行政評価シートでは、これらの内容を改善し、事務事業の実施者が自然と施策が掲げるビジョンを意識し、明確な目的のもと成果を意識した事務事業が実施されるべきである。評価シートの改善を含め、行政評価の仕組みの改善に努められたい。

【事業内容に関する意見】

①市民に伝わる情報発信

多くの事業で実施事業の目的や内容、成果が市民に適切に伝わっているかに疑問がある。自治体からの情報発信手段は、広報紙や市のホームページなど様々あるが、事業内容に応じて主となる対象に対して適切な方法で情報を発信するべきである。市広報紙への年1度の掲載や市ホームページでの掲載に留まるといった旧態依然とした対応では、必要な情報が市民に届かない状況が生じている可能性がある。伊賀市では既にSNSやアプリなどを使った情報発信も始めているが、発信する内容、発信時期や期間、対象とその範囲を考慮したうえで、SNSやアプリも含めた適切なメディアで情報発信をしてい

ただきたい。

また、情報は結果だけでなく、事業課題を含めた現状や課題の原因についても発信することで、行政事業そのものの市民理解につながるため、これらを意識した情報発信に努められたい。

②公共アプリの整理統合

スマートフォンが殆どの市民に普及している現代社会において、行政情報の取得にスマートフォンを利用している市民は少なくない。伊賀市においても今回対象となった防災情報関連事業の「ハザードン」や、ごみ収集経費で活用している「ごみ分別アプリ」といったアプリが、市民への情報発信に有効と捉え開発・公開されているが、各事業で別々にアプリを開発すると、維持コストが嵩むとともに、ユーザーである市民も複数のアプリを管理しなければならない疎ましが生じる。一方、他市では行政系アプリを統一する動きが広がっており、佐賀県武雄市では「公式スーパーアプリ構築業務」が開始されている。また、既に多くのユーザーを有している LINE などを行政の統一ツール（ミニアプリ）として活用する事例もある。情報発信手段ということに限れば、既に多くのユーザーがいるアプリを活用し、セグメント配信を行うことは効率化に有効と考えられるため、手法の一つとして検討いただきたい。

市民が分かりやすく、使いやすい公共アプリの整備に向けて、市として統一的な視点での公共アプリの整理統合及び開発の手法を検討いただきたい。

③適切な民間委託

民間事業者への業務委託について、従来の補助金から支出科目を変更し、随意契約により業務委託している事業が見られたが、補助金から単純に委託事業に転換するのではなく、市として行うべき業務のみに精査し委託すべきである。そのため、委託事業であつても事業者の運営費補助の性質にならないよう留意すべきであり、役務に対する委託事業として適切に執行されるよう実績等の確認を徹底いただきたい。加えて、積算にあたつても役務に対し正当な金額か精査する必要があるとともに、随意契約であるからこそ、適切な根拠を持って行うべきである。既に専門家チームからもコスト意識に関し指摘されているところであるが、公金は市民から付託を受けた公の財産であり、その使途に対しては十分に留意のうえ運用いただきたい。

④市として優先して取り組む事業の整理

歴史と文化にあふれる伊賀市においては、偉人、賢人を数多く輩出している。その中で、先賢顕彰事業は一部の偉人、賢人のみを顕彰されているが、本来の目的はシビックプライドの醸成であるため、これを考慮のうえ、市として顕彰事業における優先順位及び方針を整理する必要がある。これは先賢顕彰事業に限らず、人口減少にあわせて職員数の減少が進むことが想定される行政運営において、持続可能な行政運営を実現するために、本来の目的を見据えたうえで、優先順位の整理や取捨選択は必要不可欠であることから早急に整理いただきたい。

⑤各種団体等との関わり方

行政課題が多様化・複雑化するなか、市が単独で課題解決できるような事業は減ってきている。そのため、国、県、他市町村や公的団体等といった市以外の行政機関との連携はもとより、地域や企業といった行政外部との緊密な関わりが今後一層求められてくる。このような状況で市が主体的に自身の役割や目指すべき方向性を認識したうえで、積極的に連携・調整を図るべきである。

【組織・体制に関する意見】

①共通目標による連携体制の構築

多様化する市民ニーズや行政課題に対応していくには、一つの所属による取り組みでは不十分な場合がある。

伊賀市では様々な事業において、複数の所属や部を超えて情報交換を行いながら推進しているように見受けられるが、こういった横断的な事業については、共通した目標があることでそれぞれの所属が果たすべき役割も見えてくると考えられるため、是非とも共通目標を持って取り組んでいただきたい。

②営業本部の役割

今回、審査対象となった複数の事務事業において、主となる目的のほか、市外への普及啓発を掲げているものがあつたが、市外への普及啓発までも一事務事業のなかで目指そうとした場合、非常に非効率であり、本来の目的の達成が遠のくことになる。このため、個々の事務事業とは別に市外への情報発信を主目的としている営業本部が果たすべき役割は非常に大きいものと考ええる。しかし、果たすべき役割の大きさに対して営業本部事務局の全職員が兼務となっていることは職員の大きな負担となっているものと考えられる。改めて営業本部の果たすべき役割を整理されるとともに、専門性の高い人材を一時的に外部から招へいすることも含めて、組織体制が強化されることを期待する。

③財源確保に向けた体制強化

人口減少に直面する自治体においては、財源の確保と創出が命題である。地域資源を活かした特産品の開発によりふるさと納税を促進するなど自治体の財政基盤を強化する必要があると同時に、基本財源である住民税や固定資産税などの地方税において、公平性の側面からも課税漏れ等はあってはならない。

限られた職員数の中で最善を尽くされているにも関わらず、課税漏れ等の防止や十分な財源確保につながっていないのであれば、職員の増員だけでなく、柔軟性を持たせた人事配置やA I の活用を検討するなど早急な組織体制の強化が必要である。市民との対話を深め、共有するビジョンのもとで財源を適切に配分するためにも、財源確保に向けた体制強化の検討をお願いしたい。

④行政業務の専門性の確保と相談窓口の在り方

伊賀市では、定期的な人事異動を実施し、長く同じ業務に留まるということとは少ない。組織の新陳代謝や職員のキャリアアップ、また、事業の公平性・透明性の確保という理由と考えられる反面、専門性の確保が難しいことやノウハウの蓄積が困難で業務改善につながらないという弊害もある。行政業務の中にはセーフティーネットとしての相談業務などの専門性が求められる業務が存在する。これらの業務にあたっては、期間が限定される会計年度任用職員を含めた職員の配置等に関し、本来果たすべき役割が全うできるか十分に考慮のうえ、慎重に配置されるべきである。あわせて、専門性をもった職員を如何に育成していくかも同時に検討いただきたい。

加えて相談窓口については、行政内部で複数の窓口が存在するが、役割分担を明確にしたうえで、十分な連携体制を構築し市民からの相談に対し幅広い内容の相談に対応できるよう取り組まれない。

⑤公共施設の管理・活用について

伊賀市では、民間提案制度による公共施設の活用など、市有財産の活用について様々な取り組みを実施されている。一方で、行政財産としての役割を終えた施設が従前の所管所属のまま管理されているという実態がある。例えば、旧公民館を生涯学習課が、廃校した学校等を教育委員会が管理している。このようにそれぞれの所属が管理している状態は財産活用の可能性を閉ざすばかりか、非効率な維持管理により市の財政を圧迫させる一因となりかねない。施設周辺住民の意向など活用が進まない要素があることも理解するが、市全体の利益を念頭に市有財産の効率的な管理手法を明確にルール化するとともに、積極的な公共施設の活用が図られることを期待する。

⑥人材育成と事務事業評価制度間の連動

受動的に事業に取り組まれている部署が複数見受けられたが、主体性を持って取り組むことは、事務事業自体の改善や予算の適正化にもつながるものである。職員のモチベーション向上につなげるためには、事務事業評価結果を人事評価制度と連動させるべきである。それを踏まえ計画的な人材育成や人事異動、組織編成が行われ、行政サービスの質の向上が図られることを期待する。

⑦委員会の役割

当委員会と監査委員との役割を整理したとき、監査委員は財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するとともに、必要に応じて事務の執行について監査することが役割である。一方、当委員会は市長の諮問に応じ改善の余地のある事務事業に対して、より身近なサービス受益者である市民視点で評価・答申することで、各所属における改善のきっかけを提供し、公益性を高めることが役割だと理解している。

しかしながら、専門家チームの報告書でも触れられているとおり、現状の事務事業評価シートの記載内容は単に予算執行に関わるものに留まっている。事務事業の目的や対象、事業内容や成果指標といった詳細が記載されていないものが多数見受けられ、決算資料としての側面が強いことから、当委

員会と監査委員の審査内容が重複し、効率性に疑問が生じている。また、当委員会での審査結果が監査結果と相反した場合の対応に関しても改めて整理が必要である。行政評価の在り方を見直す際には、効率的に監査や外部評価の体制が体系化され、各所属がその指摘を真摯に受け止めることができるよう当委員会の役割も含めて検討いただきたい。

そのほか、委員会による審査の結果、専門家チームと共通した認識の事項について、専門家チームの報告書から抜粋して以下のとおり示します。

1. 事務事業の在り方

(1) 内容に関すること

①事務事業の BPR^{※1} の推進

まず、最初に指摘すべき点は、今ある事務事業が本当に必要な事務事業なのかの整理、言い換えると BPR の推進が必要ということである。BPR を難しく捉える必要はなく、過去の事務事業レビューにおいても再三伝えているとおり、政策立案の要素である「何を目的として」、「誰の」、「どのような課題を」、「どの程度の費用をかけて」、「どのような状態にしたいのか」という点を一から整理し、業務を最適化することである。新しい総合計画が策定されるとのことであるため、是非、ゼロベースでの事務事業の整理を検討いただきたい。

②事務事業の整理・統合

伊賀市の事務事業については一つの事務事業に対して多岐に渡る事業が紐づいているものもあれば、例えば施設の管理運営事業において、草刈りの事業一件のみをもって事務事業を構成しているものも存在している。これは、予算上の分類によって整理している影響と理解するが、一方で多文化共生事業のように多くの事業が紐づいている事務事業に関してはその全てが事務事業の目的や目標（成果指標）と一致しているのかという点で疑問が生じる。また、実施事業が単一の事務事業に関して、事務事業評価シートの作成等、行政評価を行うことのコストが発生していることは無視できない。事務事業の内容が異なるなかで一概に適切な事業量を定めることはできないが、事業の件数が多い事務事業や単一の事業しか実施していないような事務事業について、何を基準に整理統合していくのかを含めて、市全体で効率的な事務事業の在り方を検討すべきである。

③組織（人）が前提となっている事務事業

事務事業は本来、施策の目的や目標を達成するため、解決すべき課題に対して行われるものであるが、伊賀市では属人的な事務事業や、組織ありきの事務事業が存在している。これは事業の効率性を損なうばかりか、特に属

※1 BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）：既存業務のプロセスを詳細に調査・分解し、サービスの向上や人的リソースの活用等の面での問題点を徹底的に分析することで本質的な課題を発見し、適切な効果指標の設定にも留意し、その改善を通じて、業務プロセスそのものの再構築を図ること（平成 28 年 8 月 2 日総務省発出「国の行政の業務改革に関する取組方針」より引用）

人的な業務に関しては、不適切な事務処理等、不祥事につながるおそれがあるため早急に改めるべき問題である。

④コスト意識の欠如

ヒアリングを通じて、業務改善によるコスト抑制への意識が不足している所属が少なからず見受けられた。全体事業費に対して、業務改善によるコスト減少額の比率が小さいとしても、そこで支払われているのは公金であるということを失念しないよう、地方自治法第2条第2項第14号に規定されるとおり最小の経費で最大の効果を挙げるよう努めるべきである。

⑤課題がない事務事業

伊賀市の事務事業評価シートには、課題が記載されていない事務事業が多く見受けられるが、一般管理経費などであっても業務効率化の視点などを鑑みれば課題がない事務事業は概ね存在しないと考える。そのうえで、各事務事業の実施主管課は、どのような課題があるのかを今一度認識するべきであるとともに、課題や改善案の記載がない状態であってもシートとして成り立つような仕組みとなっていること自体も改めるべきである。

(2) 評価シートの作成に関すること

①施策評価シートとの整合

伊賀市の政策遂行の体系では、事務事業は総合計画に掲げる施策が目指す姿を実現するために実施する「手段」にあたる。しかしながら、施策評価シートの内容と、施策に紐づいているはずの事務事業の内容に整合がとられていないものが多く見受けられた。新しい総合計画を策定する際には、改めて施策として何を実現したいのか、そして、その実現のために事務事業として何をすべきか、短期的に何を実現していけば施策に掲げる目標につながるのか、ゼロベースで考え直していただきたい。

②事務事業評価シートの役割

現に、事務事業評価シートには「予算に紐づくものしか記載していない」といった旨の回答をされる所属もあった。

しかしながら、予算化されていない事務も含めて見直し、改善を図っていくことが事務事業評価シートを作成する本旨であり、そのうえで伊賀市が実施している事業の詳細を広く市民に周知する役割を担っているものである。これらの事務事業評価シートの役割を再認識し、予算に紐づかない業務においても事務事業評価シートに記載することを徹底したうえで、その業務が改善される仕組みを検討いただきたい。

③事務事業のコスト管理

事務事業評価シートはコスト管理の役割も担っている。伊賀市では、全体コストとして事業費だけでなく、その事務事業に関わった人のコストについても記載があり、事業費しか見ていない自治体も多い中で人的コストを把握していることは評価できる。

ただし、事務事業のコスト管理を適切に行うためには、施設コストを加えたフルコストにより事業の成果を測る必要がある。施設コストは固定資産台帳にある減価償却費を参考に各事業に按分して算出する手法が望ましいと考える。一方、事務事業評価に係る職員の業務負担を含めて検討される必要があることを申し添えたい。

④適切な記載内容

事務事業評価シートは施策目標を達成する手段として、事務事業の進捗を測る「進捗管理」と、事務事業の有効性を測る「成果管理」、さらには行政経営の視点から、費用対効果を測る「コスト管理」の大きく3点の内容を評価し、次年度への改善につなげることを目的として実施するものである。しかしながら、伊賀市では「決算書の付属資料」としての意味合いが濃くなっているように見受けられた。単に決算資料という認識を改め、次の項目ごとの役割に留意し、市民に事務事業評価シートの内容が分かりやすく伝わるよう、全ての項目が一連となるように作成されることを徹底されたい。

それぞれの項目ごとの指摘事項は次のとおりである。

「目的」：事務事業は、総合計画に掲げる目標を達成するための手段に位置づけられるものであり、手段を講ずる目的は理想を記載するのではなく、期間内で何を実現すべきかを記載する必要がある。

「対象」：原則、人や人が含まれる属性、団体等を対象とし、物や事象を対象とすべきではない。また、施策単位では対象を広く捉える必要もあるが、事務事業単位では課題を見据えてターゲットを具体的に絞り込むことが効果的である。

「根拠法令等」：未記載の事務事業が非常に多いが、行政が行う事業に関しては、何らかの法的根拠等をもって実施しているはずである。仮に根拠がない事務事業が存在するのであれば、実施する意義が問われるべきであり、実施の意義を再検証すべきである。

「内容」：予算執行の有無に関わらず、その事務事業において実施した内容が記載されるべきである。

「課題」：課題とは、問題を解決するために課された事項を言い、解決する見込みのないもの、著しく可能性が低いものは「課題」ではなく「前提条件」となる。そのうえで、事務事業に掲げる目的や目標である成果指標を達成するための弊害となっているものを「課題」として記載しなくてはならない。

「改善案」：改善案には「課題」に対して改善する内容を記載するべきで、全く課題と関連しない改善案を記載しないように留意されたい。因果関係を意識して記載すべきである。

2. 成果指標の課題と改善の方向性

①成果指標の設定が無い事務事業

伊賀市の事務事業には、成果指標が設定されていないものが存在しているが、管理経費的な事業であっても、成果指標が設定できないものではない。

例えば、ヒアリング対象にあった人事管理一般経費には成果指標が設定されていないが、事業として実施されている人事評価制度は職員へのアンケート調査の結果などでは満足度が低いとのことであった。本来であれば人事評価制度は職員の努力や成果が給与や処遇に反映されることで職員のモチベーションの向上につながるとともに、事務事業の成果にも強く結びつくものである。それが機能していないことは組織として喫緊に取り組むべき重大な課題であるが、このように成果指標を設定しないことが恒常化してしまうと、課題が顕在化せず、そのまま放置されるという結果につながる。これを防ぐためにも必ず成果指標を設定し改善を図っていくべきである。

指標の設定にあたっては、事業目的の達成に向けて、年度内にどこまで達成すべきか、実現すべきかが一つの指標になり得るので、あわせて参考にされたい。

その他、法定受託事務等であっても、業務効率化やサービス品質向上といった視点では改善の余地が十分にあり、それをもって成果指標とすべきである。

②成果指標の適切な設定

今回のヒアリング対象に挙げた事務事業では、「3. 個別事業ごとに取り組むべき指摘事項」で示しているように成果指標が目的達成のための指標となり得ていないものが多く見受けられた。正しい成果指標の設定のための考え方として定着しているスマートの法則^{※2}を参考に伊賀市が留意すべき内容をまとめたため参考とされたい。

- 1. 明確な目的の設定：**成果指標を設定する前に、事業の最終的な目標と目的をはっきりと定義しておくことが重要である。目的が明確であればあるほど、それに沿った適切な成果指標を設定しやすくなり、反面、目的があいまいであれば正しい成果指標の設定は困難である。
- 2. 計測可能な指標の設定：**成果指標の重要な要素として「客観的に評価ができる」ことがある。第三者が見て成果が得られたのか、得られていないのかが明確になるよう数値目標を掲げるとともに、その数値の正確性についても説得力があるものが示せるように留意しなくてはならない。
- 3. 達成可能な指標の設定：**成果指標には客観的に評価できるという要素に加えて、その事業に携わる職員等のモチベーションを高める効果が期待できる。この際、目標

※2 「スマートの法則」引用元：「There's a S.M.A.R.T. way to write management's goals and objectives」 Doran, G. T. (1981)

が高すぎても低すぎてもその逆効果となりうるものであり、現実的に達成可能な指標を設定しなくてはならない。

4. **高い関連性：**事務事業は「目的」「対象・ニーズ」「実施根拠」「課題」「実施内容」に加えて、市の総合計画といったビジョンは全て関連した項目であり、どれか一つでも的外れでは機能しない。そのうえで目標達成により生み出される成果、つまり利益はこれらの関連する項目を踏まえたものでなければならない。設定が特に難しい場合には「目的」や「課題」に向き合ったものとすればよい。
5. **時間的な枠組みの設定：**「目的」や「課題」が明確であっても、「いつまでに」がなければ漫然と事業を実施するだけになってしまうため、成果指標の設定にはいつまでに実現するのか時間的な枠組みを設定しなくてはならない。これは総合計画内の期間に限らず、例えば100%を目指す事業であって、事務事業としては短期的な目標を据える必要があったとしても、4年の総合計画期間内に80%を、先の計画で可能な限り100%を目指すといった、短期的な目標をもちつつ、必要であれば中期・長期の時間的な目標を見据えて成果指標の達成水準に落とし込むと良い。

③基本事業および事務事業の成果指標

総合計画に掲げる基本事業は、市の中長期的な発展目標を掲げるものでありその進捗を測るための成果指標は市のビジョンに沿い、「中長期的」かつ「包括的」なものになることが多い。反面、事務事業は総合計画で掲げる発展目標に対して、より具体的な手段にあたる部分になるため、自ずと成果指標も「短期的」かつ「具体的」なものになる。今回のヒアリングを通して基本事業と事務事業の成果指標を確認した結果、それぞれで成果指標に相応しいと言えないものが一定数見受けられるため、留意すべきである。

④成果指標（目標値）の時点修正

事務事業の成果指標は、総合計画期間に合わせて、4年後の数値目標を定めたうえで、初年度の目標値を決める手法が一般的であるが、当初に定めた目標値を変えてはいけないということはない。当初の見込み違いや社会情勢の変化等により大きな齟齬が生じることがあり得るため、その時点に合わせた目標値に修正することが必要である。これは、職員のモチベーション維持にも必要なことである。伊賀市では、総合計画策定当初に定めた目標値がそのまま引用されている場合が多く、臨機応変な対応が望ましい。なお、数値目標ではなく成果指標自体を変更すべき場合があることも充分考えられる。目的やその時の課題に沿った成果指標を設定することが重要となる。

ただし、頻繁に目標を修正することは望ましくないうえに、事業の進捗が悪く、成果指標の目標値を下方修正する場合は、当初の見込みから乖離した原因分析と、それまでの評価を合わせて実施されることに留意されたい。

⑤成果指標のエビデンス

「②成果指標の適切な設定」の「2. 計測可能な指標の設定」で触れてい

るとおり、成果指標の目標となる数値は信頼できるものでなくてはならない。そのため、母数が極端に少ない事項を成果指標に設定することは事務事業の成果指標としては望ましくない。また、成果指標の出典を明確にすることも重要で、例えば「年に1回実施しているまちづくりアンケート結果」や「国勢調査における出生数」など、設定した成果指標が、何に基づいているのかを示さなければ、指標としての根拠が薄れるため、合わせて記載することが望ましい。

3. 個 別 内 容

個別内容の審査については、事務事業レビューで使用されている「レビュー結果整理シート」を用いて内容を整理し、別添のとおり示します。

なお、個別論点ごとの意見は「対応方針等に対する意見」欄に記載し、審査結果の概観や結論は、「総括」欄に記載しています。

●個別内容一覧

番号	対象施設	頁
①	市有財産管理経費	1
②	防災情報関連事業	2
③	街なみ環境整備事業	3
④	たわらや維持管理経費	4
⑤	公民館管理経費	5
⑥	消防操法大会出場経費	6
⑦	ごみ収集経費	7
⑧	ふるさと応援事業	8
⑨	人事管理一般経費	9
⑩	固定資産税賦課事務経費	10
⑪	女性相談事業	11
⑫	男女共同参画推進事業	12
⑬	人権啓発推進事業	13
⑭	交通安全対策経費	14
⑮	耕作放棄地再生利活用対策事業	15
⑯	営業本部活動事業	16
⑰	産業集積開発事業推進経費	17
⑱	先賢顕彰費	18
⑲	俳句啓発推進経費	19
⑳	芭蕉翁顕彰事業	20
㉑	スポーツ活動振興事業	21
㉒	多文化共生推進事業	22
㉓	趣旨普及費	23
㉔	合併処理浄化槽設置及び管理事業	24
㉕	歴史資料保存管理経費	25

【資料】

1. 諮問書

伊予第 472 号
2024（令和6）年 10 月 7 日

伊賀市行政事務事業評価審査委員会 委員長 様

伊賀市長 岡本 栄

事務事業評価結果の審査について（諮問）

本市が実施する事務事業の評価結果を審査するため、伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例第2条の規定に基づき、次の事項について、別添資料を付して貴委員会の意見を求めます。

記

- ・令和6年度事務事業レビュー結果について
- ・今後の事務事業評価のあり方について

2. 審議経過

開催回	日時	場所	議題
第1回	10月7日(月) 14時00分～ 16時30分	404 会議 室	委員長、副委員長の選任 諮問 事前説明等 審査案件 市有財産管理経費(管財課)
第2回	10月21日(月) 15時30分～ 17時00分	201 会議 室	事前説明 審査案件 防災情報関連事業(防災危機対策局) 消防操法大会出場経費(地域防災課) 交通安全対策経費(住民課) ごみ収集経費(廃棄物対策課(さくら リサイクルセンター))
第3回	11月11日(月) 13時15分～ 16時15分	501 会議 室	事前説明 審査案件(前半) 営業本部活動事業(商工労働課) ふるさと応援事業(地域創生課) 固定資産税賦課事務経費(課税課) スポーツ活動振興事業(スポーツ振興 課) 事前説明 審査案件(後半) 人権啓発推進事業(人権政策課) 男女共同参画推進事業(人権政策課) 女性相談事業(こども家庭支援課) 多文化共生推進事業(多文化共生課)
第4回	11月18日(月) 13時15分～ 16時15分	501 会議 室	事前説明 審査案件(前半) 先賢顕彰費(伊賀支所) 俳句啓発推進経費(伊賀支所) 芭蕉翁顕彰事業(文化振興課) 歴史資料保存管理経費(文化財課) 事前説明 審査案件(後半) 産業集積開発事業推進経費(企業誘致 推進室) 街なみ環境整備事業(都市計画課) 合併処理浄化槽設置及び管理事業(下 水道課) 耕作放棄地再生利活用対策事業(農林 振興課)

第5回	11月25日(月) 13時15分～ 15時15分	501 会議 室	事前説明
			審査案件 人事管理一般経費(人事課) たわらや維持管理経費(生涯学習課) 公民館管理経費(生涯学習課) 趣旨普及費(保険年金課)
第6回	12月2日(月) 13時15分～ 16時15分	202・ 203 会議 室	答申書案の検討（個別事業）
第7回	12月9日(月) 13時15分～ 16時15分	202・ 203 会議 室	答申書案の検討（全体）

3. 伊賀市行政事務事業評価審査委員会委員名簿

(敬称略)

任期：2024年9月1日～2026年8月31日

委員（号）	委員（詳細）	氏名	所属等
1号委員 (委員長)	学識経験を有する者	小林 慶太郎	四日市大学
2号委員	市が設置する附属機関の委員	船見 くみ子	伊賀市総合計画審議会
2号委員	市が設置する附属機関の委員	井上 順子	伊賀市多文化共生推進 プラン委員会
2号委員	市が設置する附属機関の委員	松村 元樹	伊賀市地域福祉計画推 進委員会
2号委員	市が設置する附属機関の委員	伊室 春利	伊賀市教育行政評価委 員会
2号委員	市が設置する附属機関の委員	森本 吉光	伊賀市農業委員会
3号委員	市民からの公募による者	高橋 健作	公募委員
4号委員 (副委員長)	前3号に掲げる者のほか、市長 が必要と認める者	尾登 誠	(経済界)
4号委員	前3号に掲げる者のほか、市長 が必要と認める者	北森 輝	(伊賀市若者会議)

4. 委員会条例

○伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例

令和3年12月28日条例第26号

(設置)

第1条 本市が実施する事務事業（以下「事務事業」という。）の評価結果を審査するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市行政事務事業評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事務事業の評価結果の審査に関すること。
- (2) 事務事業の評価方法に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事務事業の評価に関する事項で市長が必要と認めるもの

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市が設置する附属機関の委員
- (3) 市民からの公募による者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長を定めない場合にあっては、委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、第2条に定める所掌事項の遂行に当たり、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、デジタル自治推進局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の 具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業の目標・ 目指す成果	成果指標が設定できない事業はないと考えており、この事業においても成果指標は設定すべきである。	事務事業の課題である「脱炭素化に向けた車両の更新」に対応した成果指標として、公用車における電気自動車の導入に関する指標の設定を行います。	令和7年度から	・コスト削減の視点が必要である。 ・公用車のEV化によるトータルコスト減を目標にすることは良いが、その結果市民サービスが低下してはいけない。 ・保有している公用車のEV化率を指標にしても、公有財産の管理を効率化できているか判断できない。ランニングコストの削減率と合わせて2つを指標に用いると良いのではないか。
	事業内容	財源確保の取り組みについて、市有財産においても歳入を増やす取り組みを他市でも行っている事例があり、これを目標に立てて取り組むことも考えられないか。	公有財産の有効活用に係る成果指標は、別シート「普通財産管理及び取得事業」において設定があるため、当該事務事業の成果指標については、上記のとおり脱炭素化に向けた車両更新の観点から設定します。		・ゼロエミッション宣言により脱炭素の取り組みを広めたい考えがあるのなら、カーシェアリングについても検討の余地がある。収入にもつながる施策を所属間で連携のうえ検討されたい。 ・普通財産だけでなく、行政財産についても収益をあげる手法を検討されたい。
					【その他附帯意見】 ・公用車の保有台数は、繁忙期に合わせるのではなく閑散期に合わせ、繁忙期はレンタル(カーシェアリング等)で賄うという発想もある。そのような考えも含めてコスト減につながる方法を検討されたい。 ・伊賀市共通の観点として、管理や活用についての統一した考え方を示すべきである。統一した考え方のなかで、持続可能性を示すべきである。 ・普通財産を一元的に管理することで、コスト削減に努めるとともに有効活用に努められたい。行政目的を失った資産をいつまでも元の所属で管理させることは適切ではない。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・専門家チームからは、事務事業評価シートに記載されている課題を踏まえて公用車における電気自動車の導入に関する指標の提案があったことから、この提案に至っている。 ・専門家チームから意見を踏まえた行政財産に関する財源確保の視点が記載されていない。					・成果指標はコスト削減効果を測れるものとし、公用車のEV化率は副次的な成果指標として設定することが望ましい。 ・財源確保の視点は、普通財産の活用のみでなく行政財産についても必要であり、関係する全所属に必要な視点である。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業の目標・目指す成果	成果指標は設定するべきで、アプリの登録者数や地域(地区)の登録数などが成果指標になるのではないか。	システム正常稼働日を指標とする。	令和7年度	・地域へ働きかけ、アプリの登録者数を増やす活動を進めていただきたい。 ・システム正常稼働は大前提であり、指標になり得ない。アプリ(ハザードン)を活用し情報発信する住民自治協議会数などが目標になり得る。
	事業の目的	保守だけの事業ではないと思う。情報発信ということも話されている中で、目的は保守ではなく、事業名から変えていく必要があるのではないか。	目的が維持保守が主であるため、他の維持管理経費等との統合を検討する。	令和7年度	・防災情報を適切に届けることを主眼に、成果が測れるよう他の事務事業と整理統合して評価シートを作成されたい。
	事業内容	事務事業評価シートの内容は市民に公開している資料ということもあり、もっと実行した内容を記載すべきである。	災害時に適切な措置が取れるように、常時保守管理を行う。	令和7年度	同上
	法的根拠	何に基づいて事業を行っているのか、法的根拠を整理することは何をすべきなのかという事業内容の整理にもつながるため、明確にするべきである。	災害対策基本法	令和7年度	
	事業対象	導入率が低い理由は、住民にとってニーズが低いからではないか。あるいはアプリの有効性・必要性が十分に伝わっていないのではないか。その原因分析を行うことが重要である。	システム等の維持管理経費と推進する事務事業経費の整理のあり方を検討する。	令和7年度	・住民自治協議会をはじめ、それぞれの自治会がアプリを活用し、地域の情報を自主的に発信することが望ましい。 ・他のアプリとの連携も考える必要があるのではないか。例えば、ごみ分別アプリや子育て世帯が使うアプリの通知機能などを活用することで、防災意識を高めることや防災アプリ(ハザードン)の登録促進が図れるのではないか。 ・使い勝手の良し悪しを机上で議論するのではなく、市場調査等により市民がアプリを使っていない理由を把握する必要がある。
					【その他附帯意見】 ・四日市市の場合、行政情報の配信ツールが1つのアプリにまとまっている。行革の一環として伊賀市でも統合を検討されたい。 ・災害時の情報は発信できるようになっているだけでは不十分。いざというときに必要な情報が必要な人に伝わるよう受け手側が積極的に情報を得ようとする意識を醸成することが大切と考える。市民の自主性に任せるのではなく、防災担当課として積極的な働きかけが必要と考える。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・事業の目的である「的確な情報発信により、地域防災力の強化を図る」ためにどのような取り組みをしたか。 ・HAZARDON(ハザードン)の登録者数が増えない原因を把握しているか。 ・様々な情報伝達のツールがあることを市民に知られているか。 ・目標の達成度を「システムの正常稼働日数」で測れるか。 ・HAZARDONによる情報の発信回数(どのような情報を)					・効果的な情報発信を目指し、アプリ間の連携や統合について、運用基準等を定め、連携・統合できるよう進められたい。 ・成果指標については、市民への情報到達状況を測ることができるものとすべきである。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業の目標・目指す成果	関連する所属とも連携しながら、成果指標を設定すべきである。直接的な指標が難しいのであれば、景観の維持には周辺住民の理解や参画が不可欠なため、ワークショップへの住民参加率なども考えられるのではないか。	令和7年度当初予算編成より市街地整備推進事業と統合するため、伊賀市全体の景観計画に対する適合率を成果指標としますが、景観の維持には周辺住民の理解や参画が重要な要素となることから、客観的に評価できる指標がないか考えていきます。	令和7年度から	・指標は届出件数ではなく、指定エリアの街並みが守られている通りの延長等の方が本質的な指標になるのではないか。 ・景観基準への適合については住民の理解や協力が必要であることから事業の整理統合後、市民参画の要素を含んだ指標も持つことが望ましい。
	その他	事務事業評価シートは市民から見て実施内容が分かるような記載にしくはならない。	事業内容が分かるような記載に改めます。	令和7年度から	
	事業内容	広い範囲での景観維持が難しいのであれば、対象範囲を絞ったうえで、補助率を上げるなども検討する必要があるのではないか。	令和7年度から着手する景観計画見直し業務の中で助成金の対象となる重点風景地区の見直しを行う予定であることから、その結果を踏まえて景観維持に必要な助成金のあり方を検討します。	景観計画見直し後	
	今後の方向性	事務事業の整理という視点で、類似する市街地整備推進事業との統合を検討いただきたい。	令和7年度当初予算編成より市街地整備推進事業と統合します。	令和7年度から	
					【その他附帯意見】 ・まちなみ環境の整備に関して、複数の事業があり対象エリアも一部重複していることから分かりにくい。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・周辺住民の理解や参画を要素とした指標の設定について、「令和7年度から」設定されるのか不明である。					・街並み整備の方向性については、営業本部や観光部局、下水道課といったインフラ部局など関連部局と連携したうえで検討されたい。 ・指標は、適合率よりも守られている距離や範囲というものもあり得るのではないか。 ・街並みを整備することでどんな良いことがあるか。これで観光客が増えるということであれば、観光客数の増加も指標になる。 ・指標について、サブ指標としての設定も含めて、審査会での意見を踏まえたものが設定できないか検討されたい。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の 具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業の目標・ 目指す成果	施設がある限り使ってもらうための目標が必要 で、その目標は根拠のある現状に則したものを 掲げるべきである。	現状の利用状況を参考に、実態に即した目標を設定します。	令和7年度から	・生涯学習課の所管であれば、そこで郷土史研究が行われ、まとめられた研究成果が一般向けに 発信されるなど、市民が学べたこと等が成果に現れる指標でなければならない。目的と指標の考え 方が整合していない。 ・現状運用で目標としている年間の来館者数2,000人が達成できるか疑問である。 ・交流や生涯学習に寄与することが目的の施設だと考える。そうなると、適切に管理することが目 的ではなく、利用を促進することが目的になり、それを測る指標は来館者数が適切である。
	事業内容	目標に伴う事業内容が必要ではないか。特に広 報が必要である。	ホームページを活用した広報のほか、地域の自治協議会等に、利用を促進し ます。	令和6年度中	・利用されていない時間帯などをコワーキングスペースとする等、今あるものを続けるために民間に 委託し収益化や維持管理を行う工夫はできないか。 ・地域の文化財、地域の歴史として残す場所は、教育部門とも連携し価値を高められたい。
	法的根拠	開館時間など条例に則した事業内容である必要 がある。減免基準についても整理が必要であ る。	経費節減を念頭に置きながら、例規に規定する当該施設の事業内容となるよ う周知方法等を研究します。減免基準については、現行例規の運用を基本とし ますが、現在の施設状況を再確認します。	令和6年度中	・条例に掲げている目的を達成するような運用ができていない。条例に定めた開館時間さえ守られ ていないなら、条例改正も視野に改善に努められたい。
	今後の方向性	講看板の管理のためにこの施設を維持し続ける ことはコスト面で限界がある。施設を処分する場 合に生じる補助金等適正化法上の課題につい て、整理・検討し必要性の判断をするべきであ る。	講看板の管理については、計画されている美術博物館において管理保管がで きるか、関係課との検討及び協議を行います。 施設の処分については、適化法の手続きを確認します。あわせて、当該施設 所在地域の意向を再度確認します。	令和6年度中	・文化財管理なのか、生涯学習機能を高める施設なのか整理すべきである。「補助金等に係る予 算の執行の適正化に関する法律」の縛りが10年あるということも理解はできるが、今後の活用方法 を十分に検討されたい。 ・地域の施設なので地域で活用するということは、理想として良いことであるが、使用料のほとんど を減免しており収益につながっていない。管理運用を民間に任せるとも検討されたい。
					【その他附帯意見】 ・他の周辺施設を含め、住民から（施設を）残してほしいという意見を確認する場はあるか。市民の ニーズに合った判断が出来ているか。 ・郷土研究に資するとあるが、研究に役立ったか、どのような研究がされたのかが見えない。その 点が条例の内容からずれている。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・(レビュー時の質疑への対応から)施設所管課として認識を問う。 ・条例上の扱いと運用に乖離があるなかで、実態に即した目標を設定しようとしている。 ・開館時間など条例上の扱いと運用に乖離があるため、早急な対応が必要と考えられるが、対応方針では「研究」に留めている。 ・公共施設最適化計画を踏まえた対応方針が示されていない。					・現実には条例に掲げているような形では機能していないとすれば、条例 改正も視野に見直しを進められたい。 ・何のために施設が必要なのかを所管も含めて明らかにした上で、目的 に見合った指標の設定や維持管理を行うべきである。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業の目標・目指す成果	予算執行額の成果指標は改め、事業内容に沿った成果目標を設定しなくてはいけない。	旧公民館施設の維持管理のための経費であるため、当事業は廃止し、他の事務事業と統合することとして進めます。	令和7年度から	
	事業内容	事業内容に実態がない場合には、他の事務事業との整理・統合、廃止などの検討が必要である。	旧公民館施設の維持管理のための経費であるため、当事業は廃止し、他の事務事業と統合することとして進めます。	令和7年度から	・生涯学習の施設ではなくなっているにも関わらず、生涯学習課で管理していること自体がおかしい。 ・コワーキングスペースとする等、民間に委託し収益化や維持管理を行うなど、工夫できないか。
	法的根拠	事務事業評価シート上、事業名、事業内容、法的根拠に整合性がないため、整理し正しい記載に努めるべきである。	事業内容、法的根拠を整理します。	令和6年度中	
					【その他附帯意見】 ・公民館ではない施設に公民館管理経費を使うことは適切ではない。 ・廃校になった学校施設にも言えるが、普通財産の所管は管財部門と考える。市として再利用・有効活用を検討する中心的役割は管財部門にあるのではないか。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・他の事務事業と統合しても、旧公民館を所有している限り経費は発生するなかで、今後の方針および目標が示されていない。					・既に当初の設置目的が失われた建物のため、速やかに管財部門に移管したうえで、市としてどのように活用するか、あるいは処分するかを検討すべきである。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業の目標・目指す成果	目的に沿った成果目標を掲げて事業実施すべきである。	目的に沿った成果目標となるよう、消防団本部管理経費と統合する方向で進めていく。	令和7年度から	・目的の「消防能力の向上」について、団員数約1,000人に対し出場は5人となると、分子が少ない。 ・目的が団結力と災害対応能力の向上であり、その成果・達成度を指標で測る必要がある。操法大会で高い順位を目指すことが、目的の達成度を測る指標になり得ないのであれば、操法大会に出る意義から考え直すべきである。 ・目標に指導者の育成を掲げれば、操法大会に出場できるレベルの団員が育成でき、地域の中で消防設備・機器を活用できる人材を育てることにつながらないか。 ・地域の指導者が住民に火災への初期対応や機器の使い方を教え、災害時には住民自らが対応できるようになると良い。目的を再度検討されたい。 ・これからの時代の消防団の役割や求められることを整理する必要がある。 ・入団したい、出場したいと思えるような消防団を目指されたい。
	今後の方向性	操法大会を別で事業化しているが、消防団本部管理経費と目的は近いので事務事業の整理統合を検討いただきたい。	財政部局と協議を行い、令和7年度以降の操法大会出場に係る経費については、消防団本部管理経費と統合する方向で進めていく。	令和7年度から	
	法的根拠	法的根拠が空欄だが、要綱含め操法大会に出るための根拠、裏付けが必要である。一度整理を願いたい。	伊賀市消防団の組織等に関する規則第22条及び第23条において、訓練についての記載があり、訓練は消防操法の基準に定めるところにより行うこととしていることから、定期的に操法大会に出場し、日々の訓練の成果を確認するとともに団結力と消防技術のさらなる向上につなげていく。	令和6年度から	
					【その他附帯意見】 ・操法技術向上の訓練が負担となり、消防団活動への参加を敬遠する声もある。操法大会への参加が団結力向上に逆に作用していないか危惧される。 ・消防団の活性化については、地域の企業との連携など住民以外のセクターも考慮し、広い視点を持った仕組みづくりが必要ではないか。 ・伊賀市は製造業が多く、昼間の流入人口が多い。昼間人口が多いことを活性化に向けた検討の視点に加えると良い。 ・若い外国人住民は、学びを得るという意味でボランティアの方が多いため、団員確保の手法検討の際に考慮すると良い。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・事務事業統合後の指標設定の考え方が示されていない。(今の段階で想定している指標は？)					・目的と目標を再度検討し、そのことが評価できる成果指標を設定されたい。 ・現代の消防団の役割から見直し、操法大会への参加意義を再度検討するべきである。 ・地域住民が中心となる消防団のあり方を検討する必要がある。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業の目的	目的には、何を目指すかを記載するものである。例えばコスト削減、ごみの量の削減、生活環境や公衆衛生の向上が考えられる。改めて検討されたい。	現在の指標としては、集積場で収集される伊賀北部地域家庭ごみの量があげられており、その総量を減らすことが目的になっています。今後持続可能な社会づくりのため、資源ごみを再度資源として利用することを推進したいため、分別を推進し、焼却処理される可燃ごみの量を減らすことを目的とするように検討していきたいと考えています。	令和7年度	
	事業の目標・目指す成果	目標(数値)は適切に見直すこと。どこまで目指すべきなのか再検討されたい。	次年度以降については、家庭から排出される可燃ごみ(可燃ごみ及び硬プラ・革製品類)を今年度よりも少なくすることを成果指標とすることを検討しています。	令和7年度	・人口の増減に左右されないよう、一人当たりのごみ年間排出量で算出すると良いのではないか。
	今後の方向性	課題や改善など改めるべきところが無いというの はあり得ないと思うので、検討されたい。	持続可能な社会を目指し、リサイクル推進のため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律等新たな法律も制定されているため、将来的には分別区分の見直しは必要であると思われる。ただ、現状では分別区分の変更等は難しいため、可燃ごみに含まれる資源ごみの分別や安全に収集や処理を行うことに係る啓発事業等を中心に検討したい。		
	法的根拠	環境基本計画の中にアプリが挙げられ、環境基本条例にはごみの削減に努めると記載がある。これらはこの事業の根拠となっていると考えるため、根拠法令に記載のこと。	記載するようにします。	令和7年度	
	事業内容	生ごみのたい肥化等、目的達成に繋がる内容を把握し、シートに記載すること。	可燃ごみ処理量全体に占める生ごみ処理容器補助事業によるたい肥化等による資源化量はごくわずかであり、数値で示すことは困難であると思われます。この事業を通じて、生ごみから水分を除くことの重要性やリサイクル推進を啓発することにつなげられればと考えていますので、今後そのようなことと関連する内容のものを検討したいと考えています。		
					【その他附帯意見】 ・分別によってゴミの量が減ることは、市民にとって協力の状態が実感できるため、単にゴミの量が減った事実を伝えるだけでなく、見せ方を工夫して情報発信すると良い。 ・ごみの量を減らすという目標に対して、市民に徹底して欲しいことは何か、結果としてコストダウンにつながるのかなど、市民に共有する機会が必要と思う。 ・事務事業評価シートの表記について、長期的な観点で広域行政や施設に係る課題があるのであれば記載されたい。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・課題や改善点を求める指摘事項に対して、専門家チームの質疑にあがったコスト削減の視点が対応方針に反映されていない。 ・現在の指標(目標19,000t)の根拠の問いに回答がない。 ・取り組みの内容がごみの分別に特化しているが、排出量との因果関係は。 ・評価シートに記載はないが、現在認識している課題はあるか。					・目指すところは、分別の適正化と資源化、ゴミの減量化、最終処理場の負担軽減であるはずなので、人口の増減に関わらずにその結果が示せる指標を設定されたい。 ・市民に求めることを明確にしたうえで、ごみの削減結果とあわせて情報発信されたい。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業の目標・目指す成果	類似団体と比較して、どの程度の目標値が必要であるかを把握して、根拠のある成果指標を掲げるべき。 目的に対する指標として、認知度やリピーターの数も考えられるのではないかな。	・ふるさと納税を通じて本市を応援していただく寄附者の増加は、寄附金額の増加のほか、寄附を通じたファンや関係人口の増加拡大、本市の認知度、魅力度の向上につながるものと考えてる。 ・これらのことから、ふるさと納税に関する成果指標については、ふるさと納税の目的・趣旨等も踏まえ、過去実績に基づく「延べ寄附者数の増加率」又は「1年で2回以上寄附した人数の割合」への見直しを検討する。	令和7年度	・寄附の増加に向けた取り組みは行われているが、関係人口の獲得やそれを発展させる取り組みが見えてこない。
	事業内容	認知度や関係人口の増加のためにも、寄附金の使い道を公表し、寄附者に還元する必要があるため、情報発信を見直し、伊賀市の魅力が広く伝わるような運用を検討されたい。	・現時点で、寄附金の使い道(活用状況)は、市ホームページで公表しているが、寄附者への還元と、本市への寄附を検討されている人に情報発信し、より多くの人に本市を応援していただけるよう、本市が使用する寄附受付サイトのうち掲載が可能なサイトにも寄附金の使い道(活用状況)を掲載又は市ホームページへのリンクを設定する。	令和6年12月	・寄附金の使途は公表されているが、事務的な公表に感じる。甲賀市や亀山市などのHPでは使途が分かりやすく公開されているので参考にされたい。
	実施体制	ふるさと応援事業を進めるには、体制が脆弱だと考える。事業を進めるにあたって手段や事務の在り方を検討されたい。	・事務の効率化をすすめる中で企画、広告、返礼品の発掘等に取り組んでいるが、現在の人員体制では限りがあると考えてる。 ・自治体間競争が激しくなっている中において、これまで以上に寄附件数、寄附金額を伸ばすためには、本市のふるさと納税事業に対する取り組み方針の整理と組織、人員体制の強化を検討する段階にきているものと考えてる。	令和6年12月	・ふるさと応援事業を進めるにあたっては、地域創生課だけでなく、他部署との連携が重要と考える。
	費用対効果	実質収支を経年比較し、実質収支の結果により事業を評価する必要がある、シートにも記載するべき。	・ふるさと納税の実質収支による評価を行うため、当該年度を含め3年程度のふるさと納税実質収支額を事務事業成果報告書に記載する。	令和7年度から	
					【その他附帯意見】 ・ふるさと納税を手法として関係人口の創出を目指すのなら、アクティビティなど体験型の返礼品の開発にさらに力を入れるべきである。 ・寄附者のニーズがどこにあるかの事前調査が必要である。アンケートなどで把握すると良い。 ・企業との関わりについて、企業の中には他市から来ている従業員や全国規模のネットワークを持つ企業もあることから、返礼品の提供だけでなく、情報発信でも協力体制が構築できるよう努められたい。 ・クラウドファンディング型のふるさと納税の積極的な活用による関係人口の創出も検討されたい。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・伊賀市のふるさと納税事業はシティプロモーションの一環として実施しているため、事業目的が歳入増ではなく関係人口増としている。 ・ふるさと納税の契機に伊賀市との関わりを持ち続ける取組みは。					・関係人口の獲得に向けた取り組みとして、仕事でゆかりがある人への発信など、ターゲットを定めたうえで有効な情報発信が行えるよう検討されたい。 ・ふるさと納税は財源確保の意味合いが強くなってきている。マーケティングをしたうえで、財源確保にかかる指標も定め、効果的に事業実施できるよう常に改善を継続されたい。 ・他の自治体の成功事例を参考に手法を検討されたい。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業の目標・目指す成果	課題を把握し、それに対する対応策も事務事業評価シートに記載するべきである。そのうえで、それに応じた指標を設定すること。	人事管理一般経費は組織全体に係る間接経費であることから、次期総合計画では、同様の管理経費と統合して全体的な行政運営上の経費として位置づけていくよう検討されており、次期総合計画にどのような形で掲載されるか現時点で未定ですが、成果指標を設定する場合にあっては、課題を踏まえた適切なものとなるよう十分に検討します。		
	事業内容	出退勤システムを通じて、適切な勤怠管理の実施を検討されたい。	出退勤システムは、現時点において、試行運用という位置づけで職員数の多い公署に設置しています。システム導入に当たっては一定の費用を要することから、費用対効果の面からも少人数の公署における出退勤時間の把握方法を検討するとともに、出退勤システム等により把握した客観的な記録を基にした時間外勤務の上限規制制度の運用や長時間勤務者に対する健康確保措置を検討します。	令和7年度末	・試行であっても、出退勤システムによりどのような成果が得られたかを明確にすれば、拡大に必要な予算を計上することに理解が得られるはずである。 ・どう事務効率化につなげるかといった視点があると良い。事務の管理の視点までが必要である。 ・民間の場合、出退勤システムと申告の退勤時間が15分以上乖離している場合、所属長の確認が行われる企業もある。職員の労働実態の管理に役立ててほしい。
	事業内容	役職者の人事評価項目について、改善・改革を行ったかを追加することを検討されたい。	人事評価制度は、標準職務遂行能力に基づく能力評価と目標管理制度に基づく業績評価を合わせて行うこととしており、「改善・改革を行ったか」については、現行制度においても業績評価として反映されているものと考えますが、人事評価制度に関しては、不断の見直しを行っているところであり、「改善・改革を行ったか」をどのような形で評価することが適当であるか、制度の見直しをする中で検討していきます。	随時	
	今後の方向性	職員に評価されない人事評価は望ましくない。満足度・理解度を高める取り組みは特に力を入れなくてはいけない。	令和4年度に実施した人事評価制度に係るアンケート調査において、「評価にバラつきがある」、「能力や業績に基づいた評価になっていない」、「人材育成に活用されていない」といった回答が多く見られたことから、これらの意見を踏まえ、若手職員による庁内会議で制度見直しに向けた協議を行い、令和6年度から新たな人事評価制度の運用を開始したところです。新制度についても運用実績を踏まえ、アンケート調査を行うなど、引き続き制度の改善に取り組んでいきます。	随時	・やった人がきちんと評価されるのか。また、やらなかった人も、何かのきっかけでインセンティブが働くという仕組みはあるか。 ・人が人を評価する以上、誰もが納得する一律の評価は難しいと思うが、できるだけ客観的な評価ができるよう改善に努められたい。
					【その他附帯意見】 ・10年以上経過しているので、システムの改善やコスト低減などの見直しを含めて比較・検討されたい。 ・人事評価の基準も時代とともに変わる。内部のみの議論では既存の価値観に囚われるため、人事評価も民間や外部の意見を参考にすることも必要ではないか。 ・DX推進にも関係することから、デジタル自治推進局と連携しながら新しい機能も取り入れ、効率的に運用できるとよい。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・出退勤システムの位置付けは試行運転とのことだが、既に10年以上運用されている。また、試行にあたり、どのような成果が出れば、本格実装するかが示されていない。 ・人事評価制度について、アンケート結果を踏まえ、「若手職員による庁内会議」で制度見直しに向けた協議を行ったとあるが、具体的にこの庁内会議の位置付けや、若手職員に限った必要性(多くの職員が対象となる制度であるので、一部に絞るべきだったか。)が示されていない。					・時間外勤務など労働時間を適切に管理できるよう検討されたい。 ・システムの試行期間のデータは十分蓄積されていると思われるので、全庁的に人事異動や組織再編、業務の見直しなどの業務改善に生かされたい。 ・上記課題解決に向けた成果指標を検討されたい。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業の目的	事業で求められることが目的になってくる。目的には「税の公平性を保つ」とされているが、これは当然の概念なので、もっと具体的な内容を記載すべき。	次年度は以下のとおり記載を改める。 「課税客体の捕捉と調査に努めるとともに、複雑化する賦課事務を適正かつ効率的に行うため業務の見直しと電子化を進める」	令和7年度	
	事業の目標・目指す成果	業務の過程において問題になっていることを明確にし、その問題を効率的効果的に解決すべきことを内容に記載し、それを測るものを指標に記載すべきである。	償却資産においては、申告勧奨や税務署への調査、またオープンデータの活用により未申告者の減少に取り組んでいることから、次年度は「申告対象事業者における未申告割合の減少」を指標とする。	令和7年度	
	事業内容	指標や課題、そのための改善策はあるはずのため、検討し、シートに記載するべきである。	これまで記載不十分または未記載となっていた「内容」「課題」「改善策」欄には、上記償却資産をはじめ各担当で実際に取組んでいる具体例を挙げながら記載するよう改める。	令和7年度	・前例踏襲ではなく、自動化・省力化を進めないと維持できなくなるのではないかと。 ・ヒューマンエラーが起こりにくい業務フローを検討されたい。
					【その他附帯意見】 固定資産税の賦課事務は継続すべきだが、手法を改める余地はあると思う。業務をより効率的に行うための省力化や経費削減の取り組みにも注力されたい。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・償却資産の未申告者を含め、課税漏れや課税誤りなどの課題に対して現状の把握や分析、対策が明示されていない。 ・誤発送が発生しており、人的チェックによる工程管理の限界を踏まえた対応策が示されていない。					・新たな申告対象からの徴収率やヒューマンエラーの改善率など、今ある課題に沿った成果指標を定め、目標に向かって事業を実施することを徹底されたい。 ・償却資産調査に関して、調査時期を変更することや他所属へ応援依頼できる体制を整え、申告漏れが発生しない仕組みを検討されたい。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の 具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業の目標・ 目指す成果	指標の女性相談件数についても、何に関する相談なのか、結果どうい う解決に至ったのかが重要と考える。そう いったことを示す成果指標が望ましいの ではないか。	法改正「困難な問題を抱える女性への支 援に関する法律」に基づき、離婚やDV相 談以外に、ひとり親の生活支援、経済的 相談等多岐にわたる相談に対応する。成 果指標としては、相談件数のうち、解 決にむけた何らかの助言や関係機関へつ なぐなどの支援を実施した件数の割合で 考えていく。	令和7年度	・「相談に応じた」＝「軽減できた」とい うことにはならない。相談者の認識との 齟齬が考えられることを踏まえて指標 を設定されたい。 ・軽減できたと捉える基準は、心持ちで はなく定量的、定性的に判断できる指 標を設定すべきではないか。ある程度 の基準を持って、解決したかどうかを 測ることで、担当職員の行動の基準に もなる。 ・指標は延べ人数ではなく、実人数を取 っていく方が良い。 ・誰もが困ったときに相談できる状態 を保ちつつ、相談件数ではなく、解決 件数(相談に来なくて良くなった件数) を指標とすべきである。ただし、相談 に来なくなったので、解決したという事 ではないため、簡易なアンケート調査 を行うなど工夫する必要がある。
	事業の目的	子育て支援施策に紐づいており、対象や 目的は適正か再考する必要がある。	子育て支援より、子育て家庭・児童相 談に紐づいている。法律改正にて若年 妊娠や性暴力・家族機能の破綻・生活 困窮等女性を取り巻く現代的課題が盛 り込まれ、母子保健や児童福祉制度の つながりがより必要となっている。す べての女性が安心して自立した社会生 活を送ることのできる新たな女性支援 強化に向けた事業を展開していく。	令和7年度	・DVや離婚などの問題を抱えているの は女性だけではない。事業名を女性相 談事業とすることで他の性の方を阻害 してしている可能性があるため、事業 名も含め再検討されたい。 ・対象の記載についても「女性」を削 除し「DVや離婚などの問題を抱える 市民」で良いのではないかと。
	今後の方向性	法律が改正されており、それに伴い条 例等の改正も必要である。現状の事業 目的であっているかという課題もあり 、所管を含めた事業の見直し・検討が 必要と考えられるのではないかと。	法改正に伴い、「伊賀市女性相談員設 置に関する規程」を改正する。所管を 含めた事業の見直しとしては、こども 家庭・児童福祉との関係性が強いところ から現課にて、家庭児童相談員・母子 ・父子自立支援員・社会福祉士と協議 しながら支援を行い、必要時には男女 共同参画担当と連携を図る。	令和7年度	・相談を受ける窓口は広くあるべきと 考えるが、広すぎると何を相談する窓 口か分からないということも起こり得 る。何のための窓口か見えなければな らない。他の福祉相談事業と連携しな がら相談内容について、一定の定義が 必要と考える。
					【その他附帯意見】 ・市の問題点は、専門家が少なすぎる ことである。相談業務などでは専門性 のある人材を確保する必要がある。 ・専門性の確保を課題と捉え、職員の中 で確保できないのであれば、外部委託 も検討すべきである。
					・専門性が高いものに関しては、コン ペ形式などの入札にするなど、外部の 専門性の高さを生かせる仕組みも考え られる。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・専門家との質疑応答を踏まえ、現行の 相談体制(相談員1名体制)が属人的な 事業とならないようどのような対策を 行うか示されていない。 ・相談までの心理的、物理的な障害はな いか、また相談に至らない潜在的なニ ーズを踏まえた対応策が示されていない。 ・福祉部局でも類似の相談事業を所管 している状況から、福祉部局との連携 や整理の方針が示されていない。					・相談に至っていない潜在的なニーズ をどのように掘り起こすかが今後の課 題であり、ニーズ(潜在的な人数)を把 握するよう努められたい。 ・指標としては、相談件数ではなく相 談者数(実人数)とすべきである。 ・他の福祉部門の相談窓口との役割分 担を明確にしたうえで、連携した取 組みを進められたい。 ・子育て相談という基本事業のなかに 女性相談事業があるが、子育ては女 性のみが行うものではないことを踏ま え、施策や基本事業、事務事業の組 み立て及び表現について改められたい。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の 具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業対象	対象が全市民となっており、目的も広い。男女共同参画事業であるので、どこの層をターゲットにして男女共同参画を進めるのかということで、具体化した方が良い。	市民対象の意識調査の結果からも、伊賀市における男女共同参画の推進に関する意識は進んでいるとは言えない状況であるため、対象としては継続して「全市民」としたいが、事業ごとに明確なターゲットを設定しているものが多くあるため、事務事業内容の中で対象となる市民層等を明記する。	令和7年度	・全ての市民を対象としている事業の評価を「住民自治協議会の運営委員の女性の参画率」で測ることは適当でない。
	事業の目標・ 目指す成果	事業内容からどのように男女共同参画の施策が進んだのか因果関係が分かりにくい。 指標について、自治組織に絞ると地域固有の問題もあるため、この事業で設定する項目にはそぐわない。目的、内容、指標全てが繋がっていることが望ましい。	現在の事業は、市民への男女共同参画意識の浸透をめざすうえで、社会全体で女性の地位向上・社会参画を推し進める原動力とするための手段として、幅広い市民を対象に取り組んでいるが、成果として数値に反映されるには継続的にかつ中長期的な視野をもって取り組まなければならないと考える。次期総合計画の期間内で成果が可視化できる指標として、各事業終了後のアンケートで内容理解度等を問い、積み上げた年間数値を目標として設定し、目的・内容・指標がよりミナマムな範囲で繋ぐことができるよう調整する。	令和7年度	・現行の指標（住民自治協議会の運営委員の女性の参画率）は非常に限定的なものであるため、左の対応方針で示されているとおり改めるべき。 ・男女共同参画の指標は、目指す方向に対するアンケート調査などにより測るべきである。割合的な指標ではそぐわないと考える。
	事業内容	現状の指標に対して参画したくない理由が何か考える必要がある。アンケートを実施し、参加可能な時間帯など参加にあたっての要因を把握すると良い。家族向けの講座などの際に実施してはどうか。	住民自治協議会や自治会等の地域活動への不参加理由について、今年度実施する男女共同参画に関する意識調査の設問に当項目があり、市民全体を対象として把握・分析を行う予定である。また参加意欲が上がる要因や方法について、防災サポーター養成講座等の各種講座やイベントでのアンケートに盛り込み、調査する。	令和7年度	
	事業内容	現行の事務事業評価シートの内容からは新たな取組が読み取れないため、事業の方向性が見えるものに改善する必要がある。	既存の事業を目的・ターゲット・内容等で精査することにより、めざす成果を明確化し、より効率的に市民意識の高揚につなげることができるような構成へと見直す。また、意識調査の結果や参加者等のニーズを検証し、新規事業の創出をあわせて行う。	令和6年度	
					【その他附帯意見】 ・「女性の視点」について、意図は理解するが表現は改めるべきである。 ・性的マイノリティの方の視点は他の事業に入るのか。男女の区分に入らない方もいらっしゃるの で、記載内容には配慮が必要である。 ・女性の給与の平均は男性の給与の平均の7割程度であることを考えると、今後も改善が必要で あると思う。引き続き男女共同参画を進めなければならない一方、国の法律も未だに男女共同参 画の名称が使われているが、この枠に収まりきらない課題への対応も進めなければならない。そう いったことに伊賀市が対応出来ているか、事務事業評価シートには丁寧に記載すべきである。 ・「男の料理教室」を開催していることが家事の分担に繋がっているか疑問である。事業内容だけで なく、名称も含めて検討されたい。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・対応方針のなかで、伊賀市における男女共同参画の推進に関する意識は進んでいるとは言えない状況と分析しているが、進んでいない層やその層へのアプローチについて示されていない。					・変革を望まない人や企業などに対する働きかけが課題である。目的に「あらゆる場」を掲げていることを踏まえると、住民自治協議会以外も視野に入れるべきである。すべての人が暮らしやすい社会を目指すことに対し て定性的な成果指標を定めるべきである。 ・「男女共同参画」という言葉から変えていくことも検討されたい。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の 具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業対象	目的、対象の範囲が広すぎるため、ターゲット等を絞るべきである	保育所・園や学校などにおける人権教育や地区別懇談会による地区の役員など、啓発の届きやすい層だけでなく、保育所・園や学校の保護者啓発などにおいても、十分に啓発が届いているとは言えない層に届けるための啓発として、啓発動画を年間2本以上作成し、動画視聴用のコードを付与した啓発リーフレットを配布するなどの方策により、啓発を進める。	令和6年度	・人権講演会や学習会に来る人が固定化されてきている。地区懇談会や人権講演会に普段来ない方へのアプローチを考えていかなければ、参加者の減少にもつながるので、若者が興味を持てるような学習内容を考えていく必要がある。 ・生きづらさを感じている若者へのアプローチが必要である。
	事業の目標・ 目指す成果	今般、いろんな人権問題が出てきているなかで、地区懇談会の参加人数ということだけで人権啓発の推進が図られているという考えは改めるべきである。新たに発生している人権問題に対する解決を表せるような指標で成果を計っていくべきではないか。	いかなる人権問題であっても、人権問題の根本は権利の衝突であり、人権意識の高低に関わらず、差別が生じる社会構造について知る機会が無ければ、無意識に他者の権利を侵害したり、無意識に差別したりする結果を生ずるということは共通している。 現状では、小中学校における人権教育の場面で、同様の学習が行われていることや、PTAに向けた人権研修により保護者啓発が実施されていること、企業に向けては総合評価制度や人権啓発企業訪問が行われており、地域に向けた取組としては地区別懇談会があることで、さまざまな主体に向けた人権啓発が進むと考えるため、地区別懇談会への参加者数を増加させることには意味があると考ええる。 なお、人権問題の解決を図るための指標として、人権問題市民意識調査を定期的に実施しており、その分析結果として、人権問題の学習経験や知識の有無、自分の周囲に熱心に取り組む人がいることなどは、差別をしない態度に結び付いていることは明らかとなっており、学習に加えて、発信者が居ることが人権啓発が効果的であると科学的調査によって証明されている。職員は地区別懇談会に積極的に参加し、自ら人権問題について発信していくことは、人権啓発の視点としては効果的であること、また、その方針は伊賀市職員人材育成方針や職員人権・同和問題研修方針にも示されており、目指す職員像として求められていることでもあるため、積極的に地区別懇談会の開催に向けて取組を進めていく必要もあるため、参加者数及び開催自治会数などと修正していくこととする。	令和7年度	・指標の設定が難しい事業だが、法律で位置付けられているマイノリティの категорияに分け、それぞれのマイノリティに対する市民の差別意識調査結果を指標として、目標を定めることは可能と考える。ただし、一つにまとめるとしても人権政策課のみで対応できるのか疑問がある。 ・地区別懇談会の参加者数だけで成果を測るのは不適當である。 ・主要な成果指標を複数まとめて示すべきである。主要な指標の目標達成率などの設定を検討されたい。
	事業内容	目的の「人権意識の高揚」を図ることに対して、内容では「様々なことをした」とされているが、シートを見て市民が何をしたのか分かるように具体的に記載すべきである。	事務事業評価シートの記載方法について、具体的な記載に変更する	R6年度	
					【その他附帯意見】 ・国際的潮流などの人権の基礎知識を市民が認識できるアプローチが必要である。 ・法律上は誰しもが基本的人権が保障されているものの、現実には障がい者、外国人、性のマイノリティなどの人権が保障されていないことがある。このようなことが生じないよう人権意識を高揚させていく必要があるが、個別具体的に施策を進めるにあたり体制が十分でないと感じる。 ・企業との連携などにより、18歳以降に社会人基礎力などの教育の一環としてハラスメントなどの人権問題に係る教育を組み込んではどうか。 ・知ってもらうことは定性的な目標にもなり得る。市として、目指すべき水準自体を発信することも良いと考える。 ・動員であっても、多くの人に興味を持ってもらう環境を整え、裾野を広げていくことが重要である。 ・半ば強制的に動員で参加させることが人権侵害につながらないよう配慮いただきたい。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・啓発が届いていない層に対する周知方法が動画の作成のみに留まっている。 ・地区懇談会への新たな参加者の確保につながる指標設定に係る回答が記載されていない。					・地区別懇談会を開催するという手段が目的化している。懇談会の開催だけでは効果を測れないため、幅広く捉える必要がある。 ・事務事業の成果指標が常に全ての人権課題を包含している必要はない。例えば、3年、4年を一周期として、あらゆる人権課題に対し一通り対応できるようにすれば、市民が全ての人権課題に対してステップアップが図れるなど、事務事業評価の目標として計画的な取組みを検討いただきたい。 ・それぞれの世代で関心を持ちやすい人権課題からアプローチして、そこから広げて関心を高めていけるような取組みを検討されたい。 ・人権課題ごとに掲げる目標に対する達成率などの成果指標の設定を検討されたい。 ・市民アンケートなどで総合的に評価することも考慮されたい。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の 具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業の目的	目的は事故や犯罪の減少であるはずなので再検討をしていただきたい。	「交通安全に対する意識、マナーの向上により、交通事故の減少を図る。」に変更する。	令和7年度	
	事業の目標・ 目指す成果	死亡者数ゼロは究極の目標であるが、その前に行う事業があると考ええる。指標は、その事業に対する成果を設定した方が良いのではないかと。また基本事業と事務事業の関係も把握し、連動した指標設定が必要である。	「出前講座および交通安全教室の参加人数」に変更する。	令和7年度	・指標としては、啓発数を増加させるだけでは不十分である。市の取組みによって市民の意識が変わり、行動変容につながる事が大事である。 ・対象である市民がどういう状態になるかを定めることが成果指標になる。 ・対象が広いほど効果が薄まる。
	費用対効果	他市に比べ啓発物品の費用がかなり多い。予算をより有効に活用するために、伊賀市特有の事象を把握し、市として実施すべき策を検討する必要があるのではないかと。	啓発物品は、夏季の暑い時期にはウェットティッシュ、日暮れが早くなる時期には反射材など、受け取ってもらいやすい物品を工夫し、より多くの人に関心を持ってもらうことで効果を上げる。 高齢者の免許保有率は三重県で27%に対し、伊賀市は32%となっており、他市に比べ高齢ドライバーが多い。 年4回の交通安全運動出発式は、会場を市内各地区持ち回りにするなどし、出発式と併せて実施している街頭啓発に加え、各地域で高齢者対象の交通安全教室を開催するなど調整する。	令和7年度	
	実施体制	交通安全対策の所管課が住民課という点に違和感がある。防災部署等、他部門と合わせて取り組む必要があるのではないかと。	他市町村では担当は交通関係部署が多いように思われる。組織の改変の際に協議を要望していく。	組織改編時	
	解消すべき課題・ニーズ	事故のカテゴリや属性を分類し、根拠をもって課題を整理し対策を検討いただきたい。	高齢ドライバーが多いことから、高齢者に対する交通安全啓発が必要である。また、交通安全の取り組みは伊賀市交通安全推進協議会で大部分を行っており、定期的に行っている会議の中で、その時々々の課題に対して対策を検討し取り組んでいく。	令和7年度	・交通事故は何が原因で起きているのか、誰に働きかけるべきなのか、明確に根拠を持って実施されたい。ターゲットを絞り実施すべきである。 ・事故の発生場所(名阪国道、一般道路など)によって対応策が異なるため、どのような事故を対象にするか見極める必要がある。
	法的根拠	市の交通安全条例には「交通安全の確保に必要な施策の総合的かつ計画的な推進を図るよう努める」と記載があることから、法令上必須ではないが、計画的な推進のために交通安全計画の策定検討は必要ではないかと。	根拠法令等に「交通安全基本条例・交通安全対策基本法」を記載する。 高齢ドライバーが多いことから、高齢者に対する交通安全啓発は継続的に実施していくが、死亡事故、人身事故、物件事故等、その時々々の状況を踏まえ、伊賀市交通安全推進協議会で協議しながら弾力的に対策に取り組んでいく。	令和7年度	
					【その他附帯意見】 ・放置自転車を無くすような啓発活動にも経費を使えば良いのではないかと。 ・ドライバー自身のマナーアップにも注力いただきたい。 ・市内の交通安全に関わる数値を様々な場所で算出すると良い。 ・自転車引き取り所を設置し、放置自転車を強制的に引き取る仕組みを作った結果、放置自転車が無くなった事例がある。これを参考に自転車を引き取り、収入を確保する仕組みも検討いただきたい。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・高齢者ドライバーが多いという現状に則した成果指標が必要という考え方も示されているが、対応方針で示された成果指標との関係性は希薄である。 ・交通安全計画の策定検討が意見として出されているが、対応方針で明確な回答が示されていない。					・交通安全対策は市だけで出来ることは限られているため、市が調整役になって主体的、先導的に連携した取り組みを検討されたい。 ・目的を絞ることが必要である。どのような切り口で交通弱者の安全を守るか、それを評価する指標を検討されたい。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業の目的	目的は、耕作放棄地の増加を食い止めることではないか。作物収量と分けて評価すべきではないか。	目的の中の「および作物収量の向上」は削除します。	令和7年度	・耕作放棄地を再利用する先には収穫量の増加があるので、「作物収量の向上」の目的があっても良い。
	事業内容	耕作放棄地の再生利活用について、まずは市の方針策定が必要である。市が実施すべき対象地区の抽出、対応の優先順位が定められた上で、課題解決に向けた有効な策を検討すべきである。	市内の耕作放棄地は広範囲に点在しており、対象地区の抽出は難しいと考えます。また、事業を実施する農業者等の意向にも左右されることが考えられます。		・地域計画がないため、移住者が算入出来ないという事例を何度も見てきた。地域計画があれば、移住者も参入が可能となる。体制を整える必要がある。
	費用対効果	補助金出している以上、農地再生の結果と費やした費用を比較して、農業の付加価値が高まったのであれば事業拡大、そうでなければ事業縮小と判断する必要がある。	耕作放棄地の再生が増加する一方、農業者の減少や高齢化に伴い、新たな耕作放棄地が増加すること考えられますので、事業の縮小は必要ではないと考えています。		・少しでも効果が出るよう補助したい考えは理解するが、再利用しなければならない面積に対して手だて(補助)が焼け石に水ではないか。この問題を根本から解決するには農家の収益を上げる、米の単価を上げることが大切ではないかと考える。別の手法を検討されたい。
	事業の目標・目指す成果	リーサス(地域経済分析システム)等を活用し、他市町と比較して、伊賀市がどうすべきかを指標として設定すべきである。もしくは、耕作放棄地の推移を把握し、補助金等の事業効果を分析すれば目指す目標が整理でき、成果指標になり得るため検討されたい。	事業効果分析が難しいと判断しますので、現段階では検討しません。		・市の荒廃農地への対応方針は決まっており、荒廃農地の数値を把握しているのであれば、それをベースとした荒廃農地をどうしていくのかといった計画を策定し、課題解決に向けて動いていただきたい。そのための指標を設定されたい。 ・指標としては、耕作放棄地の増加をどれくらい抑えるかという視点が良いのではないか。 ・補助金を支出しているからには、付加価値のある農作物により利益を上げる必要がある。目的から作物収量の向上は削除するとのことだが、サブ指標として設定し、計画のなかで進捗管理されたい。
	事業内容	対象を菜種と有機農業に制限することが適切か、そのことが利用を阻害している可能性があるため確認する必要があるのではないか。	「菜種」については、伊賀市の特産農産物に指定されています。「有機農業」については、伊賀市が古くから取組んでいる経緯があることに加え、令和6年度に「オーガニックビレッジ宣言」をしています。菜種や有機農業以外の品目についても30,000円(10aあたり)を設定しており、利用を阻害していません。		
					【その他附帯意見】 ・耕作放棄地の増加を抑制する手法の一つとして、ネガティブインセンティブの有効性を検討されたい。 ・伊賀と状況が似ている地域で、儲かる農業をしている成功例を調べる必要がある。 ・担い手の確保のため、市外の若者に向けて発信することが大切ではないか。営業本部と連携して実施していくべきである。「解決できない」と市が考えるのであれば解決は出来ない。解決するという意識を市民も職員も持つことが大事である。 ・稲作を主として考えるなら、まずは知名度向上を図るべきである。需要があれば価格が向上し、儲かる農業につながるのではないか。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・専門家チームの指摘を踏まえた取組の改善やPDCAに繋げる考えが見られない。 ・対象とする耕作放棄地の数量は把握できるのか、耕作放棄地が増える原因をどのように分析していくのかが示されていない。					・審査会での意見を踏まえ、計画を策定したうえで成果指標を設定し、事業の成果を測る必要がある。 ・人口減少社会のなかでも一定の農地を維持していけるよう持続可能な計画を柔軟に策定されたい。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の 具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業の目的	具体的に何を目指す事業か、その目的を記載すべきである。事営業本部として、重点的に実施した取り組み、注力した分野等を具体的に記載すべきであり、そのために目的を絞って設定したほうが良いと考える。	事務事業「営業本部活動事業」は全職員を伊賀市の営業マンと位置付ける営業本部活動の調整役を担う事務局の活動に関するものであり、事務事業としての位置づけにそぐわないため、令和6年度末をもって事務事業を廃止し、個別の事業については営業活動を実施する各所属の事務事業に位置づけることとしているため、指摘の事項については個々の事務事業において対応する。	令和6年度末	・それぞれ担当課があり専門的に事業を実施しているが、全ての職員が伊賀市のことを問われた際、一定の回答ができることは望ましい。 ・すべての職員が営業マンであるという意識をもつことは大切だが、営業本部には営業本部としての役割があるはずである。 ・すべての職員に認識を持たせるのであれば、本部の事務局計画的に研修を行うべきである。
	事業対象	対象は具体的に明記すること。	同上	同上	
	事業の目標・ 目指す成果	営業本部として重点を置くべきことが指標となるべきである。重点施策の成果を測る指標として、客観的で定量的な数値を指標に設定すること。	同上	同上	・営業本部は横断的な連携を目指した組織であることから、KGIを設定し、目標達成を目指すべきである。あわせて、それぞれの所属の成果を測れるようにすると良い。 ・販売額や観光客の増加が指標になると考えられる。 ・各課の指標をただ並べていたのでは、各課の考えしか出てこない。総合的な営業活動により、観光客数や企業誘致件数、土産の売上増加、空き家が減少といった総括となる指標とすべきである。 ・営業活動件数ではなく、どのような効果・成果があったか評価できる指標を設定すべきである。
	解消すべき 課題・ニーズ	営業本部として事業を行う上での課題と、それに向けての改善策を検討し記載すること。	同上	同上	
					【その他附帯意見】 ・営業本部の本来の設置目的があまり意識されなくなってきていると感じられる。営業本部は、各部署で行われている事業やイベントを総合的に把握し、相乗効果が得られるよう、調整役や司令塔としての役割を担っていると考ええる。この役割を果たせるよう基本に立ち返り取り組みを強化されたい。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・「対応方針」では、令和6年度で事務事業を廃止するとしているが、営業本部としての今後の目標管理手法を明らかにされていない。					・営業本部の役割は、様々なイベントや情報発信を調整することと考えられるため、各所属と連携した取組により相乗効果の発揮を目指すべきである。 ・効果を測ることができる指標の設定が望ましい。活動件数では効果が測定できない。 ・職員研修の実施や広報担当課との連携など、調整役としての取組が見えるよう活動を改められたい。 ・営業本部は調整役に留まらず関係所属の司令塔としての役割も果たし、伊賀市としての戦略を明確に打ち出して発信していくべきである。 ・職員だけでなく市民も営業マンとなって市をPRして行けるようシビックプライドの醸成も含め検討されたい。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の 具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業の目標・ 目指す成果	企業誘致に対する計画とビジョンを定め、その成 果を測る指標を設定する必要がある。	対象範囲を伊賀市全域とし、成果指標を「新規立地企業件数」で検討します。	令和7年度	・総合計画のような漠然とした計画ではなく、いつまでに何を実現するのか実施計画等が必要である。 ・新規立地件数はすぐに指標として反映されるものでないため、活動を通じた問合せや見学等の指標は考えられないか。
	費用対効果	セミナー参加者数に見合った費用か、コンテンツ は効果的な内容か、コストに対し見合った成果 が得られているか、事業ごとにかけたコストと得 られた成果について必ず整理したうえで事業を 進めること。	広く伊賀市をPRする視点を入れつつ内容を検討していきます。全庁的に活用 できることも重視していきます。	令和8年度	・セミナーの効果検証を実施されたい。
	事業対象	対象が市民とされているが、現段階では市内外 の立地を検討している事業者のための事業である と考えるため改めるべき。	対象を「立地、拡張等を検討する企業」とするように検討します。	令和7年度	
					【その他附帯意見】 ・伊賀市がどのような企業を誘致したいのか。伊賀に進出するメリットと、そのメリットを望む業種が 重なることで誘致しやすさが生まれるため、対象を絞ることで成果が出やすいのではないか。 ・外国人労働者がたくさんいて暮らしているということは伊賀の強みでもあるので、働く場所がある ことをPRされたい。 ・9年間取り組み、直近では年間1千万円を支出して、実績がないであればPDCAサイクルが回って いない。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・計画の必要性を指摘されているが、成果指標に繋がる計画・ビジョン等の内容が示されていない。 ・ウェブセミナーの費用対効果の指摘に対して、費用とその効果検証に関する内容が示されていない。					・成果指標について、情報発信が誘致につながるということが重要であるため、 効果が検証できるような指標(例えば年間の誘致件数など)を設定されたい。 ・どのような企業を誘致したいのか、また、どのような企業が伊賀市の環 境に適合するのか、検証したうえでターゲットを絞った企業誘致を実施されたい。 ・企業誘致以外の観点からも、市内の企業が市外に流出しない取り組み も重要である。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業対象	目的は偉人顕彰であることから、対象は公園ではなく市民ではないか。	市有財産管理事業として来年度からの予算付け替えを行う。	R7年度より	・市の先賢顕彰の方針として、横光利一氏はどのような位置付けか。郷土に縁のある偉人であることは理解するが、事業からは方向性が読み取れない。 ・そもそも先賢顕彰の事業として成り立っていないことは言うまでもないが、公園を保有している限り有効に活用する必要がある。公園の設置目的は横光利一氏の顕彰か、地域振興か。位置付けや必要性を整理する必要がある。 ・毎年15万円の税金を投入しているが、公園の存在があまり知られおらず、周知の取組もなされていない。
	今後の方向性	事業の目的が顕彰事業なのか財産管理事業なのか判断し、他事業との統合を検討すること。			
	今後の方向性	事業を維持する必要があるのであれば、伊賀地域の方が愛着をもって大事にしている先賢を顕彰する事業を実施すべきである。			
					【その他附帯意見】 ・伊賀市民であるが、横光公園を知らず、行ったこともなかった。周知されていないのではないか。 ・各公園の所管課が異なり、運用が非効率である。顕彰に活用するのであれば、効果的な手法を検討する必要がある。 ・市費を投じるのであれば市民に理解できるようしなくてはならない。継続するのであれば、市民の理解が得られるようにする必要がある。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・管理を他事業と統合したうえで、顕彰事業の今後の取扱いが示されていない。					・横光利一に関する事業が支所と文化振興課それぞれで実施されており、連携がなされていない。市としての位置づけや方向性を検討し、一体的に取り組まれない。 ・目的に即した施設のあり方を検討するとともに、目的に見合った担当課への移管も検討すべきである。 ・指標に設定している公園の管理回数は、予算を執行すれば自ずと達成されるものであり、指標として適当ではない。目的及び目標を明確にしたうえで、適切な成果指標を設定すべきである。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	今後の方向性	市としてメリットについて再認識したうえで事業を検討すること。統合について検討する必要があるのではないか。	全国俳句大会との発展的統合を行う。	R7年度より	・目的に対して実施している事業が伴っていない。
					【その他附帯意見】 ・事務事業評価シートの記載が不十分である。目的を達成するために何をしたのか（内容）、それをするためにいくらかったのか（経費）が分かるように改められたい。 ・旧町で実施されていたことに対し、見直しがなされていない。
②諮問時の視点（事務局）					④審査結果の総括
・発展的統合とは具体的にどういったことが示されていない。					・統合予定の芭蕉翁顕彰事業の所管所属である文化振興課との協議において、改めて市としての俳句啓発事業の目的を整理されたい。そのうえで、伊賀支所で実施している事業の長所が引き継がれることが望ましい。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業の目標・目指す成果	献詠俳句について、市外からの応募数を増やすための指標に絞れば、芭蕉翁生誕地伊賀市のPRを図るという目的に対しての成果を計るものになるのではないか。	芭蕉翁顕彰事業には、市民が俳句文化に親しむ機会の創出と、文化意識やシビックプライドの向上という目的があり、同時に、市外に向けては「芭蕉翁生誕地伊賀市」をPRするという目的もある。指標の達成に向け、インターネット環境を有効活用した周知を行いながら、俳句を身近に感じ、俳句を詠んでみたいと感じるきっかけを与えられるようなイベントを企画していく。	令和7年度	・目的を3つ並列して記載しているが、目的が異なれば手段も異なる。目的を絞って取り組んだ方が効果的である。 ・市内の児童生徒数を実績に算入しているが、子どもの人数が減少していくことは確実であるから実績は減り続けることなる。減少傾向が分かっている数値を指標に設定するのは如何か。 ・市民向けの事業とするなら、外向けの発信は営業本部と分業すると良い。
	事業内容	幅広く先人を顕彰できるような事業に改めるため、芭蕉翁顕彰会に限定した事業ではなく、対外的な発信を強化した取組みをするべきではないか。目標達成のためには現状の課題を認識し、これまでのやり方を変えるべく具体的な改善案を示す必要がある。	伊賀市文化振興プランに基づき、毎年実施している事業シート収集と意見交換会により、事業実施主体の抱える課題を整理し、主体同士が連携できる取組を検討している。これまでも、指定管理者のみではなく、市内団体等に芭蕉翁生家や蓑虫庵の貸館を周知し、企画事業の実施を促しているほか、使いにくいという意見があった蓑虫庵茶室については、空調設備を新設し、その他備品についても修繕を実施することで、句会や茶会などでの利用増加を見込んでいる。今後、さらに幅広い年代に周知するために、SNSやその他ツールを利用し積極的な情報発信に取り組む。	令和7年度	
	今後の方向性	芭蕉翁生誕の地であることから、観光事業や営業本部と連携して効果的に情報発信をすることで認知が広がり、目標値もより高くできるのではないか。	現在も関係各課と連携し情報発信を行っているほか、営業本部で定めた市の営業方針、イベント情報、啓発物品の共有をしている。今後も営業本部、関係各課と連携し、大規模イベント時に芭蕉翁顕彰事業や俳句文化啓発推進事業の実施や広報を行っていく。	令和7年度	
					【その他附帯意見】 ・補助金を委託料に編入したとのことだが、団体の運営費用に対する補助を廃止すべきとの指摘だったはずなので、補助金分は減額すべきである。委託業務の範囲が同じであれば、補助金分を上乗せするのは適切ではない。 ・随意契約で委託する場合には算出根拠を明確にし精査する必要がある。
					・公益的な事業として委託されているのであれば、恣意的な形で委託料に流れるというのは公益とは掛け離れるので、特定の団体や人の利潤になってはいけない。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・対応方針で示す目的「芭蕉翁顕彰事業には、市民が俳句文化に親しむ機会の創出と、文化意識やシビックプライドの向上」と事務事業評価シートで示している目的が異なる。 ・専門家チームから、PRはターゲットを絞った方が効果的である旨の指摘がされている。対応方針として積極的な情報発信や広報をあげているが、具体的な内容が示されていない。					・目的が複数あることが実施事業を困難にしている。目的と指標は関連している必要があり、複数の目的を設定しては実現し得ない。芭蕉翁顕彰か、俳句啓発か、俳句を活用した市のPRか、主目的を何にするか整理した上で事業を組み立てていただきたい。 ・シビックプライドの醸成を目的とした指標であれば、自主的に投句された件数を測るべきであり、宿題として提出されるものは件数から除外すべきである。「俳句の楽しさに目覚めることで、市内の子どもの投句数が増えたと期待している」とのことなので、期待した成果を測定するためにも自主的な投句に限定するべきである。 ・指標は、芭蕉の功績を引き継ぎ、普及できているか確認できるものが良い。例えば、他市で行われている俳句甲子園に参加して優勝することを指標にしても良い。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業の目標・目指す成果	成果指標について、目的、対象、実施内容と合致したものを再度検討し直していただきたい。	成果指標について、事業の目的に合致した内容となるよう検討する。例えば、健康維持を目的とした生涯スポーツも含めた実施率とするのか、地域を活性化するためイベント等の開催による交流人口の増加を指標とするのかなど、検討していく。	令和7年度	
	事業の目的	主とする目的に特化して事務事業評価シートを記載すべきである。本事業の目的は健康維持や予防を主としてよいのではないか。スポーツ選手の育成は副次的な成果である。	伊賀市スポーツ推進計画に基づき、計画の理念である「すべての市民が生活の中でスポーツに親しみ 健康で豊かに暮らせるまち 伊賀市」を一番の目標としたい。	令和7年度	
	事業内容	健康増進を目的とするのであれば、子どもや高齢者含む様々な年齢層に対する取組みを検討されたい。またイベント開催時は、協賛企業に関する情報発信も検討されたい。	全世代が健康な生活を送れるようになることを目指して、スポーツにより心身の健康を推進し、健康寿命を延ばす要因となるような事業に取り組みたい。イベント等へ協賛・協力いただいた企業や団体について、今まで以上に、外への情報発信するよう考えたい。	令和7年度	
	解消すべき課題・ニーズ	課題と改善案は、指標の結果が反映されるべきである。現状は運動した内容になっていないため、何かが障害となって成果が表れないかを精査したうえで、その障壁を課題ととらえて記載いただきたい。	成果指標に対する結果を分析し、問題点を洗い出し、現状分析で見つかった問題の原因を突き止めそれを課題とし、それに対する改善・解決する手立てを改善案に記載するような記載に改めたい。	令和7年度	
	リスク	実行委員会を含め、委託先や補助金の交付先でお金のやり取りがあるような事務局事務があれば、解消できるように取り組むべき。また、補助金の定額補助などが未だあれば改めていただきたい。	今だに事務局を持っている一部のスポーツ団体の事務局及び定額に運営補助をしている団体への見直しは、以前の事務事業レビューで指摘後、改善に向け、団体と交渉を続けている。各事業の目的と効果・評価を確認していきたい。職員不祥事などの発生リスクが無い環境へ、早急に改善したい。	令和8年度	
	法的根拠	法的根拠としてスポーツ基本法、伊賀市スポーツ推進計画等関連するものを記載し、根拠に基づいた事業を実施すること。	根拠法令等として、スポーツ基本法及び伊賀市スポーツ推進計画を記載したい	令和7年度	
					【その他附帯意見】 「世界で活躍するスポーツ選手の育成」や「市民の意識向上と地域の活性化」を目的にしているため、目的と内容を整理すべきである。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・目的は「すべての市民が生活の中でスポーツに親しみ 健康で豊かに暮らせる」とするとの回答に対して、成果指標の候補として、「生涯スポーツも含めた実施率」のほかに「地域を活性化するためイベント等の開催による交流人口の増加」を挙げているが、ターゲットは市外の人も含まれるものになっている。					・指標に関して、目標に対して実績が伴っていないということは、効果的な取り組みができていないということなので、手法を改めるべきである。 ・市民がスポーツによって健康に豊かに暮らすことを目的にするのであれば健康福祉部との連携が重要である。 ・目的を整理することによって競技スポーツへの支援に係る業務が目的と合わなくなる可能性があるため、事務事業の整理があわせて必要である。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業の目標・目指す成果	指標は抽象的、主観的なものを避け、具体性のある内容で設定する必要がある。基本事業と事務事業の階層を認識し、事業目的に見合った指標を再考できないか。	日本人と交流する外国人住民の割合 (伊賀市外国人住民アンケート調査における「日常生活で日本人と会話することがある外国人住民の割合」)		
	事業対象	対象は解決したい課題に対して具体的に絞って記載した方が、事業として何をするべきかが整理できるため検討されたい。	全市民(日本人・外国人)・住民自治協議会・各種団体等		・市内の事業者も対象とすべきである。 ・事務事業全体の対象は全市民であるが、それぞれの事業内容に応じて対象を明確にして取り組む必要がある。
	事業内容	事務事業評価シートには、数ある取組みの中で何に注力したか、第三者が理解できるような記載としていただきたい。	多文化共生推進プランの進捗管理を行い、事業を計画的に進めます。 ・外国人住民が安全に安心して暮らせるよう、関係機関と連携し充実した多言語相談や情報発信の取組を継続して行います。 ・外国につながる子どもたちに寄り添った学習支援をします。 ・外国人住民アンケートなどを実施し現状把握を行います。 ・「やさしい日本語」を広く周知し、活用するよう推進します。 ・外国人住民と日本人住民との交流の場を作り、多文化共生に対する理解を深めます。	2030年	・今後は外国人住民の転出増というのも考えられるため、着地していただいた外国人に定住してもらえるような取組みを継続する必要がある。 ・国籍など状況が違えば抱える課題も全く異なる。課題ごとに区別して対応しなければ、理解が深まらず課題は解消されない。
	事業内容	現在基本事業2本に対して事務事業は2本のみだが、多くの取組みがなされ、それぞれに目的があるので、事務事業の見直しを検討されたい。		2030年	
	解消すべき課題・ニーズ	相談内容等、実施している事業に関して課題はあるはずなので、課題や改善案を再整理されたい。	窓口相談件数が非常に多い状況があるため、外国人住民の自立と社会参加を促すよう、必要な情報が適切に届くよう情報提供を行っていく必要があります。 また、日本人住民の多文化共生に関する参画度が低迷している状況があるため、日本人住民が積極的に参画できる交流の機会や理解を深める機会を創出する必要があります。		
					【その他附帯意見】 ・市民団体等と上手く連携するべきであり、事業をNPOなどに任せきりにするのではなく、互いの役割を明確にし取り組んでいただきたい。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・専門家から、事務事業評価シートに市民が理解しやすいよう何に注力し事業を実施したのかを示すよう求められているが、改善の手法が示されていない。 ・R4年に専門の課ができて以降、目標の達成率が下がっている。					・対応方針で示す成果指標については異論はない。 ・事務事業評価シートの記載内容について、どのような事業が誰に向けて実施されているのか明確にすべきである。 ・課題について記載がないことで、行政が何に対して力を入れているのかが市民に伝わらないため、課題の記載は徹底されたい。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針 (成果指標に関する項目は、次期総合計画のもと現在考えている成果指標の 具体例について記載すること)	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	成果指標	目的に応じた指標は設定すべきである。例えば、周知にむけた取組みに関する値、パンフレットによる制度周知度、問い合わせ件数などの事務への影響度、交付金獲得率等が考えられるため目指す指標を検討願いたい。	国民健康保険制度のもと、自らの加入している医療保険について正しく知ってもらい、医療を適正に受診していただくことは、生涯を健康に暮らすことにつながる。そのため、成果指標を周知対応率(周知取組実績数/周知取組数)とする。	令和7年度	・周知対応率でなく、市民側から見た改善率を指標にするとより効果が測れるのではないか。制度に関する問い合わせが多くあるなら、市民の理解向上を指標にするのも良いのではないか。 ・周知しないと誰が困るのか。立場上(パンフレットを)配らざるを得ないことは理解するが、配られたかどうかすら覚えていないようでは、効果があるか疑問である。
	事業内容	予算に紐づくものだけでなく、市民に対してどんな事業を実施したのかを伝えるためにも実施した取組みは記載していただきたい。	保険証や納税通知書等の送付物へのチラシ・パンフレットの同封や、HP・広報掲載など、実施した周知方法を全て記載していく。	令和7年度	・コスト削減の観点から、電子化などに対応していけるよう進めるのも手段の一つである。環境面やコスト面を考慮すると、紙媒体よりもデジタルで進める方が有利である。 ・外国籍の方は届いても読めない。他言語で確認できるQRコードを入れると良いのではないか。 ・伊賀市独自に変更点のみを伝えるなどができれば良いと考える。
	法的根拠	直接的な法令でなくとも、この事業を実施する根拠があるはずなので、そういった根拠は示していただきたい。	健康保険法、国民健康保険法、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	令和7年度	・周知することを目的にしているが、何かを達成するための周知でなくてはいけない。
	解消すべき課題・ニーズ	どんな事業であっても課題がないというのは考えられない。目的達成のための課題や改善策を整理し、記載いただきたい。	被保険者全員へ国民健康保険制度を周知できるのは、国民健康保険証の更新時と納税通知書発送時であるため、年度途中の法令改正の内容について、周知の手段が限られていることが課題である。制度改正があった場合は速やかにHP等でお知らせする。	令和7年度	
					【その他附帯意見】 ・交付金をもらうことを目的に実施するのであれば、35万円の経費に見合っているか検証する必要がある。 ・必ず実施すべきことなら、単に条件だけ満たそうとするのではなく、積極的に効果が出る方法を考え、前向きに取り組むべきである。 ・学校教育や保健衛生の担当と連携し様々なアプローチをすると良い。まずは、HPIにしおりを掲載するところから始めてはどうか。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・専門家からは実施した周知の影響を測ることが指標の一つになり得る旨のアドバイスを受けているが、対応方針では周知対応率を成果指標としている。 ・制度改正等の対応の課題として、周知方法が限られていることをあげている一方、HP等での速やかな周知が対応方針として示されている。具体的な新たな周知方法の検討については触れられていない。					・目的を再考するとともに、目的に見合った指標にすべきである。 ・国民健康保険制度を知ってもらう取組により得られる効果を指標にされたい。 ・周知にあたりデジタル化や様々なアプローチによる展開を検討するなど率先のかつ主体的な取組みが望ましい。 ・国の制度自体に問題があれば、保険者として改善を求める声を上げることも必要である。 ・個人向け周知、市民全体に向けた広報だけでなく情報を必要とする市民に届けることを意識した効果的な情報発信手法を検討されたい。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業の目標・目指す成果	成果指標について、現在の指標では目標値が不明なため、第三者が見たときに取り組みが進んでいるのかが分かりづらい。汚水処理人口普及率、水洗化率なのか、合併処理浄化槽の率ではなく設置数なのか、再度検討をされたい。	目標に対する合併処理浄化槽の成果指標を設置基数に改める。	令和7年度	・汚水処理人口普及率について、100%の理想に達する見込みがないことは望ましくない。国から、令和8年までに95%にすることを求められているのであれば、令和8年が難しくとも、伊賀市はいつまでにそれを実現するのかを目標に定め、そこから逆算して指標を定めるべきである。
	事業内容	目的の普及促進に対する取り組み内容は事務事業評価シートへ記載していただきたい。	新規及び転換の実績のみならず、普及啓発の取り組み内容についても記載する。	令和7年度	
	解消すべき課題・ニーズ	課題がないということはないはずなので、目的を達成するにあたっての課題と改善策を整理し記載いただきたい。	目的を達成するための課題を洗い出し、改善案とともに記載する。	令和7年度	・合併処理浄化槽の普及は手段であるため目的については改めていただきたい。
	法的根拠	根拠法令は行政事務の基礎になるので記載の徹底をお願いしたい	ご指摘のとおりかと思うので、今後改める。 ※伊賀市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	令和7年度	
					【その他附帯意見】 ・目標達成の手段として、合併処理浄化槽に換えない市民に対し、環境負担金を徴収することも検討するべきではないか。 ・市民の意識変容を促すためにも、市が姿勢を示す必要があるため、市営住宅に対する普及を率先して実施されたい。そのうえで水を守ること、環境を守ることという視点でPRされたい。 ・補助金があっても、住宅所有者の実施意思がなければ普及しないようだが、協力が得られるよう取り組むのが行政の役割であるため引き続き普及に努められたい。
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・伊賀市が目指す汚水処理人口普及率は改めた成果指標の上下によってどれだけ影響するものなのか。					・成果指標について、改めて目標を精査して設定されたい。 ・汚水処理人口普及率を高めることが目標であり、手法は市全体で検討する必要があると思うので、関係部署と連携して取り組まれたい。 ・いつまでに目標を達成するか、そのために何をするかを主体的に考えるべきである。目標達成に向けて、補助金等の誘導策だけでなく環境負担金などの規制や罰則なども検討されたい。

①部局対応方針					③行政事務事業評価審査委員会
個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	①の対応方針に対する意見
	事業の目標・目指す成果	成果指標について、目的、対象、実施内容と合致したものを再度検討しなおしていただきたい。	成果指標について、変更を検討します。具体的には、伊賀の歴史等の研究に取り組む市内外の住民や研究機関等による資料の閲覧件数とします。	令和7年度	
	費用対効果	課題と改善案が空欄になっているが、課題はあるとはずで、市民に向けて現状や課題も含めて知ってもらうためにもシートに記載していただきたい。	歴史資料の収集・整理を行い、将来にわたって活用できるよう適切に保存・管理する、あるいは資料の閲覧対応するためには、専門的知識と技術を有する職員の確保が必要ですが、適切に確保できていない状況を課題とし、職員の確保に向けて取り組むことを改善案とします。	令和7年度	
	事業内容	文化財の受け入れ基準を定めることは難しいことは理解できるが、実施事業が属人的なのは課題である。今後も同じ職員が続けていくことにも限界がある。何らの基準を検討する必要があるのではないか。	文化財や資料の受け入れの可否については、資料の価値について判断できる専門的な知見が必要であり、職員の確保に向けて取り組みます。	令和8年度	・歴史資料の価値を判断するには専門的な知識が必要であることから、一定属人的にならざるを得ないことは理解できるが、民俗資料、民具などの受け入れの可否を判断する基準は明確にしておくべきである。
	解消すべき課題・ニーズ	過去の事務事業を基点としているが、変化している目的や内容等、成果については整理・検討いただきたい。	今日的な課題や現状を踏まえた事務事業の目的、内容等に記載の内容を変更します。	令和7年度	・レファレンス対応だけではなく、より効果的な活用に向けて市民に広く知らせるべきではないか。 ・文化や歴史に興味を持ち、郷土愛につなげるような活用ができるとよい。
					【その他附帯意見】
②諮問時の視点(事務局)					④審査結果の総括
・文化財の受け入れ基準について、属人的な事業となっている指摘に対して、基準を作ることが難しいことを要因として専門的な知識を有する職員の確保を上げているが、組織として一定の基準を設けることは必要ではないか。					・左の対応方針で示されている成果指標の方向性については異論がない。 ・文化財の収集・保存が目的にはなるだろうが、更なる活用手法の検討が望ましい。